

議 事 日 程 (第 3 号)

平成26年6月20日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第45号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 12名

出席委員 12名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	9番	土門治明君
10番	斎藤弥志夫君	11番	堀満弥君
12番	那須良太君	13番	伊藤マツ子君

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	菅原聡君	企画課長	池田与四也君
産業課長	堀修君	地域生活課長	川俣雄二君

健康福祉課長	本	間	康	弘	君	町	民	課	長	渡	会	隆	志	君
会計管理者	富	樫	博	樹	君	教	育	委	員	長	渡	邊	宗	谷
教育長	那	須	栄	一	君	教	育	委	員	長	高	橋	務	君
農業委員会会長	高	橋	正	樹	君	教	育	委	員	長	伊	藤	新	一

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤 源市 次長 佐藤 光弥 書記 佐藤 利信

☆

補正予算審査特別委員会

委員長(土門勝子君) おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開催いたします。

(午前10時)

委員長(土門勝子君) 6月18日の本会議において、補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、金野代表監査委員が所用のため欠席、佐藤選挙管理委員会委員長が所用のため欠席、伊藤新一選挙管理委員会委員が出席、その他町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第45号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)であります。

質疑に際しては、簡明をお願いします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いします。補正予算の審査に入ります。

13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) おはようございます。それでは、私のほうから補正予算についてお伺いいたしますので、ご協力よろしくお願いいたします。

まず、補正予算の3ページをお願いしたいと思います。いわゆる債務負担行為についてでありますけれども、この債務負担行為は、出されたものによりますとまちづくりセンター整備事業、平成27年度、限度額8,220万円、そして吹浦地区防災センター整備事業、平成27年度の期限で、限度額、2つとも27年度期限ですが、限度額9,000万円というふうにして出されました。いわゆる公共施設、町の公共施設において、債務負担行為を行うというのはちょっと私の記憶では、記憶が間違っていたらごめんなさいね。私の記憶にはちょっとないのですけれども、これまでこういうことがあったかなというふうなことが疑問点の一つとして残りますが、それはそれとして、法律上は問題がないということは私も一応確認をしてきました。しかしながら、なぜこういう債務負担行為に至っているのか、その辺の事情についてお伺いいたします。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。上衣は自由にしてください。

総務課長（菅原 聡君） それでは、私のほうからお答えを申し上げます。

いわゆる債務負担行為を起こすその事情というようなことのご質問かと思えます。今伊藤委員のおっしゃりましたとおり、その予算の会計年度の独立の原則に対する例外措置として債務負担行為というものがありまして、大規模な建物や構築物の建設事業など、二、三年で終了する事業というものについて債務負担行為を用いるというようなことも場合としてはあるということで担当としては確認をしておりますけれども、今回債務負担行為、つまり2カ年事業で行わなければならない事情ということについては、まちづくりセンターの整備事業というものと、それから吹浦地区防災センターの建設事業というものでは若干事情が違っておりますけれども、2カ年で実施をさせていただきたいという中身でございます。まちづくりセンター整備事業、これは稲川のまちづくりセンターの建設にかかわる債務負担行為ということでございますけれども、ご存じのとおり5月20日の入札が思わしくなかったというような状況で、その対応について設計の見直し等々をする必要があったという時間的な必要性も含めて今回年度内での完成は無理だという判断をさせていただいて、2カ年事業で対応をさせていただきたいということでございます。

そして、吹浦地区防災センターの部分につきましては、当初予算では単年度で実施をしたいということで基本設計段階での予算要求をさせていただいたわけでありまして、実施設計、昨年度末までかかったわけでありまして、その実施設計を進めているさなかで、やはりこれは単年度ではなかなか工期が十分に確保できないのではないかとということで2カ年事業としてさせていただきたいということでございますが、5月のその稲川まちづくりセンターの入札に関してのさまざまな事情から含めて、もう一度その設計内容を見直す必要があるのではないかとというようなことで、スムーズに入札、落札までこぎつけたいという思いも含めまして、再度吹浦地区防災センターの設計についても見直しをさせていただいて増額を、来年度の債務負担ということで増額工事費、トータルでは増額をさせていただいて、事業枠をふやさせていただきます。と、ともに債務負担行為を上げさせていただいたという事情でございます。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） そこで、いろいろ今説明をいただきました。事情については、一定わかりましたけれども、ただやり方として、例えば繰越明許だとか、そういうやり方もあるのではないのかなというふうにして思っておりますが、なぜそういう形をとれないのかというふうなことを1つと、それからこれかなり昔のことなのですけれども、昭和47年9月30日、財政局長通知で、債務負担行為の運用についてどういうふうなことが書かれているかというのは、これは各都道府県知事宛てですが、この債務負担行為の運用についての当時の財政局長通知について、町ではこの内容について把握されているのかどうなのか、そして仮に把握されているとするならば、それは今も生きているのかどうなのか、その辺のことをお聞きをしたいと思えます。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 最初の繰越明許で対応できないのかというお話だったかと思えます。当然2カ年にわたる事業ということで、どういう手法でその2カ年の事業年度を確保するかという検討になりましたけれども、繰越明許した場合には、実は財源手当ての問題が1つございまして、社会資本整備事業の交付金をいただくといった場合についてその繰越明許をした場合には、繰越明許、つまり次年

度に繰り越した部分についての事業についてはその当該年度の社会資本の交付金の対象にはならないという扱いになると、こういうことでございますので、例えば債務負担行為で行いました翌年度事業費、翌年度に回した事業費については社会資本の交付金の対象事業ということで申請はできる、そしてまた一定の割合で交付金という形で内示をいただけるということにはなろうかと思えますけれども、これ繰り越しをした場合についてはもう今年度内示をいただいた額であと固定をしてしまうと、こういう事情がありましたので、債務負担行為という手段をとらせていただいたという状況でございます。

それから、2番目のご質問については、残念ながら私のほうでちょっとそこを確認してございませんので、もし確認できるようございましたら後ほどのご答弁にさせていただければというふうにして思いません。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今お話がありました、いわゆるあれは社会資本整備交付金でしたっけが、名称はちょっと確実ではありませんけれども、そういう制度にのっとってこの事業を進めているということは私も承知しております。そこで、いわゆる単年度部分としか該当にならないと。いわゆる繰越明許にした場合には、それは次年度には難しいのではないかというふうなお話がありましたね。私から言わせると、それは随分、これは国の法制度上の問題でありますけれども、それはそういうやり方に対していわゆる交付金措置をとらないということは大変無責任な話だというふうにして私は思います。途中まで事業を進めることを認めておきながら、さまざまな事情によっていわゆる単年度でできないというふうな場合には繰越明許というふうなことが認められているにもかかわらず、交付金関係でそういうことについては単年度でしか出しませんよというふうなことは、私から言わせるとそういう事業の進め方をさせる国のあり方に問題があるなというふうにして思って聞いておりました。

そこで、先ほどの債務負担行為の運用についてでありますけれども、いろいろ書いてありますが、最後にこういうことが書かれているのです。公共施設等の建設に要する経費は当該建設年度の歳入歳出予算に適正に計上して処理することというのがこの通知なのです。この通知から見ますと、債務負担行為として計上するのは通知に反するというふうなことになるのだと思うのです。でしょう、この文面からいうと。そういうふうにして私は捉えておりましたので、何から何までということではありませんけれども、いわゆる公共施設等に関しては、町の公共施設に関しては極力こういったものは使わないでくださいよと、そういう内容なのだと思うのです。これまでの債務負担行為というのは、いわゆるさまざまな利子補給に対しての町の責任として債務負担行為を認めますと、あるいはゆうすいなどのいわゆる建設費用に対しても、あれは17年ぐらいかかったと思いますが、債務負担行為でたしか認めてきたというふうにして、間違っていたらごめんなさいね。私の記憶です。というふうにして認識をしておりましたので、いわゆるそういう意味での債務負担行為は、これは完全に認められているものだというふうにして思っておりますが、この通知から見ると余りいいものではないというふうにして書かれておりますので、法的には問題はないということは承知しておりますけれども、執行部のいわゆる総務課長の話についてはわかりましたので。ただ、これについては、やっぱり極力余りこういったことがないような対応をしていただきたいというふうなことを申し上げてこの項を終わりたいと思いますが、終わる前に何か総務課長のご意見等がありましたらいただきたいと思えます。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 最初にも戻るところでありますけれども、やはり今般の建設事業にかかわる事業執行については非常に他市町村もいろんな課題が出てきて、工期が延びる等々の事情があります。そのような事情も少なからず私の町でも起こっているという状況の中で、当初からということではなくて、やむなくこういう手段という形になったのかなというふうにして思っております。執行に当たっては、適正に執行したいと思いますし、その事業費、2カ年にわたっての事業費も膨らんだという事情の中で、今回はそれぞれの事業費の枠を確保をさせていただいて入札行為に入らせていただきたいと、2カ年にわたる入札行為に入らせていただきたいというふうにして考えてございます。さらに、その後に落札業者との年度割、つまり今年度、来年度の事業費配分が、建設の事業費配分が固まってくるかと思っております。その際には、その債務負担行為の年度区分についても、今回事業費の全体枠を膨らませていただいた債務負担行為であります。今度はその事業費割に基づいた債務負担行為の額について変更もさせていただきたいということで、事業費に合わせての債務負担行為をさらに変更という形で提出をさせていただければというふうにして思っているところでございます。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 終わると言いながらまた続くようで済みませんけれども、人件費の値上げあるいはいわゆる建設資材の値上げ等々いろんな問題が重なり合っただけで入札がなかなか思うようにいかないというのが実態だというふうにして私も感じております。私の思いも伝えながらお聞きをしました。この項については終わりますので、次に入らせていただきます。

6ページに国庫支出金のがん検診推進事業負担金13万1,000円のマイナス、それから女性のためのがん検診推進事業の負担金、それは23万円の増というふうになっておりますが、歳出ではこれはがん検診事業負担金については歳出では計上されていないというふうにして思いました。ただ、衛生費で9ページに保健衛生総務費の中で負担金補助及び交付金、これは22万5,000円、がん患者医療用ウィッグ購入費補助金、これは県が進めようとしているがん患者に対する髪の毛が抜けた場合のいわゆるかつらの支援だと思うのですが、これはこれで全国で初めてだということで、さすがに女性知事だなというふうな思いもありまして、この道をあけていただいたということは大変私はよかった、いいことだなと、金額的には大した金額ではないと思うのですが、でもその道をあけたということは大変すばらしいものだというふうにして認識をしております。

そこで、これらについてのご説明をちょっとお願いいたします。

委員長（土門勝子君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） ご説明申し上げます。

まず、6ページのほうのがん検診推進事業負担金の13万1,000円の減額と、それから女性のためのがん検診推進事業負担金230万円の増額の補正についてでございます。これにつきましては、平成25年度までは大腸がん、それから子宮頸がん、それから乳がん検診ががん検診推進事業となっております。今年度、平成26年度からそれが子宮頸がんと乳がんが新たに働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業となったため、いわゆる分かれたために、2つのがん検診に係る歳入を切り離して新たに細節を設ける必要があったわけでございます。したがって、がん検診推進事業負担金には大腸がん検診のみが残るというよう

なことになりました。その部分で13万1,000円の減額というようにお願いしているものでございます。なお、23万円の増額の金額については、予算編成当初には国の補助対象が子宮頸がんは20歳、それから乳がんは40歳となっていたところでございます。その後変更となりまして、平成26年度は過去5年間でクーポン券、いわゆる20歳と40歳の方には無料で検査が受けられるクーポン券を配布していましたが、過去5年間このクーポン券を使用しなかった方も補助対象とするということでございまして、その方の使用を見込んで増額の23万円も補正をとということでございます。なお、歳出のほうの補正はありませんけれども、これにつきましては国の補助対象にかかわらず、前年度と同様に節目の方に補助する予算を計上しているため、歳入のみの補正ということでお願いしているところでございます。

それから、がん患者医療用ウィッグ購入費助成のことでございます。これにつきましては背景は、委員ご指摘のとおり、一番最初にはアンケート調査、これは平成21年に国立がん研究センター中央病院というところでの通院治療中の男女638人に実施したアンケート調査の中で、女性が最も苦痛に感じているのが抗がん剤の副作用による頭髮の脱毛という結果があったと。この背景の中で、今回県のほうでは全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上の手助けにしたいというようなことで、今回県のほうでこの補助の制度を立ち上げたというようなことでございました。なお、この立ち上げにつきましては、当初26年度の新規の事業の予算の積算が終わった後で県の取り組みがあったということで、当初予算に間に合わなかったということでございます。したがって、この26年度新規事業ということでお願いしているところでございます。なお、県の要綱によりますと、県が2分の1または5,000円のいずれか低いほうですので、5,000円まで。大体一番安いウィッグにつきましても2万円ぐらいというような話を聞いておりますので、県が5,000円。そして、町のほうは単独で1万円の上乗せの補助をしているものでございます。したがって、一番安いもので2万円とすれば1万5,000円の助成が受けられますので、ご本人は5,000円という支払いということになるかと思えます。ただ、これにつきましても所得の制限というのは少し見ているようでございまして、この分は県と同じに町としても考えておりまして、市町村民税所得割が23万5,000円未満であるというような条件はつくようになりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

以上でございます。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今3点について説明をいただきました。

まず、かつらに対する支援ですが、医療ウィッグというのは新品で約2万円から20万円ぐらいするものもあるというふうな、場合によっては大変高額なものになっていると。2万円から20万円の差というのは、使用しやすいものだとか、あるいはいわゆる見た目のものだとかさまざまあって、いいものほど高いというふうにしてなるのだろうなというふうにして思っておりますが、それでも一般的には数万円ぐらいのものを買っている人が多いという話は聞いております。今回に限っては女性だけではなくて男性にも支援をするということですので、これも大変結構な話だというふうにして思いますが、県のこの購入補助を見ますと市町村と折半で最大1万円を負担をするというふうになっておりますが、そうすると県が5,000円であるならば、この流れでいきますと町は5,000円かなというふうになり、それで折半で1万円かなと、そこへ町が独自に5,000円アップしていただくということは、これは大変ありがたいというふうにして私は思いましたので、今若い人にも結構そういう人が、私も医療機関に通っておりますので、そういう若い人にも髪の毛

が抜けて、ああ、これはがん患者だろうな、いわゆる抗がん剤の副作用での影響だろうなと思える人をやっぱり時々見るのです。所得制限の一応の設定はあるにしても、そういう人たちに支援をしていただけると。お金のある人は自分のお金で買えばいいわけですけども、やっぱりなかなか医療費だけでも手いっぱいだと、負担だけで手いっぱいだという人も、最近はそれさえ払うのに困るという人もおりますし、病院での治療代を滞納しているというケースも間々ありますので、そういう点では支援をいただけるということは大変結構な話だというふうにして思います。

それから、がん検診推進事業負担金についての説明もありました。それはそれとして、たしかそう言われて見れば大腸がんについてはこのまま残すというふうな、たしかそういうものがあつたなというふうにして私もお話を聞きながら思い出しておりました。

そこで、少しずれるかもしれませんが、いわゆる健診事業ですよ、健診事業で胃の検診を受ける場合には、あれは何ていいましたっけ、基本健診と言われましたか、今一般健診と言っていましたか、いわゆる正式名称ちょっと、どちらかだと思いますが、その健診の中でバリウムを飲んで検診を受けるというのがありますが、このバリウム検査において、例えば受ける人が何となくこの辺がおかしいと、この辺がおかしいのだと、あれは写真撮影だというふうにして認識をしておりますので、それを写真撮影をする前に何かこの辺ちょっとおかしいのですよといったときには、多分そこを丁寧に写真撮影するのだと思うのです。それは受ける側から言わないと、なかなかそういう対応はしてくれないのだと思うのです。ですから、受ける場合には、何か調子の悪い人はやっぱりそこでぜひここがおかしいのだというふうな話をしてくださいというふうなことについては、余り町民には私は知られてないのではないかなというふうにして思いますので、そこはやっぱり広報などで知らせてあげていただきたいなというふうにして思います。これが1点です。

それから、時間ありませんので、続けてお話しさせていただきますけれども、もう一つは私は病を抱えておりました、いわゆる胃の内視鏡検査を何度かしました。胃がんの検診の正式名称があるわけですけども、あれは正式名称があるのですが、あれは上部何て言いましたっけか、いわゆる上部の内視鏡検査だと。上部の内視鏡検査というのは、ではどこまで入るのかと。いわゆる食道あるいは胃、それから十二指腸まで入るのだと思うというふうにして私は理解をしております。ただ、私ごとを申し上げて大変申しわけないような気もするのですけれども、ただこれは大事な話なので、ちょっと申し上げたいなというふうにして思います。それは、内視鏡検査をお願いをして、そして胃カメラを入れていただくと、そこで十二指腸にも入れますよと、入りましたよというふうな医師の、いわゆる医師から説明を受けながら検査をしていただく場合と、何も言わないで胃カメラを挿入して、十二指腸に入ったか入らないのかもわからない状態と、そういう説明があるのとないのと二通りおりました。私は複数の人に、そうたくさんの人に聞いたわけではないですけども、私はこれから十二指腸に入りますよ、入りましたと説明を受けた人、それから私のように何度検査をしても入院中もそういう説明を受けられなかった人と二通りいるのです。それで、私がお願いしたいのは、本人は、いわゆる受ける本人というのは、内視鏡検査も医師のいわゆる上手な人と訓練が足りない人と両方おるようですけども、大変失礼ながら、やっぱりもう少し開拓が必要かなと思う若い先生から受けるとこれは大変きついです。それはしょうがないといえしょうがないのですけれども、それは別としても、せめて、あつ、ここから十二指腸に入りましたと、十二指腸を検査して

いますというふうな説明ぐらひは、今お医者さん大変忙しいですので、これは大変なことだとは、一々一人一人に説明するのは大変なことだろうなとは思いますが、でも受ける側からすればきちんとお金を払って心配しているから受けるわけですので、やはりここについては医師会等あるいは執行部、健康福祉課長はそれを医師との懇談の場がいろいろあるかと思っておりますので、その場ででもできれば十二指腸まで入りましたよというふうな説明ぐらひは現場でしていただきたいというふうな申し入れを、懇談の中ででもよろしいですので、それぐらひのことについては説明をしていただきたいと、そういうお話をぜひお願いしたいと思ひまして、この2点について伺います。

委員長（土門勝子君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 私のわかる範囲での回答ということになるかと思ひますが、いわゆるがん検診につきましての本人、受ける方、その症状についての申し出により、よりその部分だけの検診に注意を払っていただきたいというふうなお話かと思ひました。

町として集団検診でやっているこの状況にありまして、いわゆる撮影等々については専門家ではございますけれども、集団検診の中で実際その部分を全員の分、申し出があった方の分、そうするとかなり多くなるかと思ひますが、その部分についてどこら辺まで対応できるのかこれから、山形検診機構にお願いしているわけですが、そちらのほうに少しお伺いを立てながら、なるべくそちらのほうでできるようなことであれば改革あるいはPR等をしていければと、そのような回答しかならないかと思ひます。

それから、内視鏡検査の段階での現在その状況の進行状況をいわゆる対話しながらというふうなことから思ひます。実際対話はできないのでしようけれども、全国的にもやっぱり医師が立ち会って検診しているときには患者さんあるいはその検査する方と対話しながらというのも今あるようでございます。そのようなことも聞いておりますので、医師の方々それぞれに私の、懇談の場とは言ひますが、直接はなかなか難しいものがあるかと思ひます。ただ、酒田地区医師会の事務局あたりに一応お話をしながら、対応できるものであればそのようなことをお願いしたいというふうな話は私からしていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 最小限度のことだとは思ひますが、ぜひそういう対応をしていただくように申し入れをしていただければありがたいかというふうにして思ひます。これは、わざわざ私がここでこういう話をするということは、やっぱり自分の体験をただ自分のものにするのではなくて、病気をしても、転んでもただでは起きないというふうな気持ちでやっぱり向かっていく姿勢が私は大事なかというふうにして、病気をしても大変勉強になっているところでもありますので、ぜひ体験から出る不満、不信みたいなものについてはできるだけ患者にそういう思いをさせないというふうな対応が必要であろうかというふうにして思ひますのでお話を申し上げましたので、よろしく願ひいたします。次に入りたいと思ひます。

8ページに総務費の中の企画費の中で委託料がありますが、これ236万5,000円業務委託料となっておりますけれども、この中身の説明について願ひいたします。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

企画費、13節委託料236万5,000円、説明には業務委託料と記載をしております。2つの項目がございます。1つが臂曲地区の岩石採集場の公有地化に伴う、公有地化に向けてといたしますが、その土地に係る営業補償額の調査業務委託料が186万5,000円、2個目が地域おこし協力隊によります町の情報発信業務、情報発信あるいは受信に関します業務を担っていただいておりますが、その取り組みの一環として町民の皆様に現状把握をするためのアンケート調査を行うその委託料50万円、合わせて236万5,000円となっております。

以上です。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今お話がありました、公有地化に向けての営業補償が160万円あると、あとは地域おこし協力隊に対しての残りはそちらのほうに向けるものだというふうなお話がありました。公有地化に向けての営業補償というのは、ということは160万円という数字がどういう形で出たのかというふうなことをお聞きをしたいのが1点と。

それから、もう一つは、そういう公有地化に向けての調査のための営業補償は、いわゆる補償しなければ仕事ができないのかと。その部分を調査をしている間に別なところだって掘ってもいいことになっているでしょう。そう考えれば、営業補償をしなくても企業は掘削できないわけではないのだというふうにして私は思うのです。そうだとすれば、別な部分を掘削、掘削を認めているわけですので、別なところを掘削をしていただくと、そういう形をなぜとらないのか、とれないのか。私は大変疑問を感じておりますので、そのことについてお聞きをいたします。

そして、もう一つは、160万円で上がるのかどうなのか。場合によっては新たな補正で金額増になる可能性があるのではないかというふうにして思います。協定書の中で、いわゆる公有地化に向けて進めていくというふうなところがあつたわけですが、しかしながら営業補償をするというふうな話までは盛り込まれておりませんよね。でしょう。だから、なぜわざわざ営業補償までしなければいけないのかなと。私は大変疑問を感じておりますので、それらについて答弁をいただきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） この業務委託料に関する中身、内容についてももう一度申し上げますと、これ営業補償額の調査を行うため、コンサルに委託という形で積算をしていただくためのコンサル料、その委託料でございます。専門家からルールに基づいて積算をしていただき、いわゆる交渉におけるたたき台のための金額算定をしたいということで今回補正で委託料のお願いをしたというものでございます。補償額そのものではございませんので、なおお断りしておきたいと思います。

一応この160万円の根拠について申し上げますと、これ積算に必要な業務の詰めを行ったその内容に基づいて見積もりをいただいた見積額を計上させていただいております。これを上限として改めて契約をさせていただくことになろうかと思っております。公有地化の交渉をことしの1月からスタートさせていただいております。これは、ご存じのとおり昨年の11月の協定締結、つまり環境基本条例の条例の趣旨、理念に基づいての環境保全のための協定の締結をし、その翌月、12月の初旬に協定に基づいた公有地化に関する覚書の締結をし、そして年改めて1月から具体的な交渉に入っていたということに、そういった経過を踏

んでおります。そのことにつきましては、議員の皆様にも賛否両論はあるわけでありましたが、町民の皆様を初め、議会からも一定のご理解をいただいた上で、それに向けての一刻も早くということになりましたらどうか、公有地化を図って町民の暮らしの安寧を取り戻していきたいということで取り組んでいるものでございます。他の地への掘削誘導云々ということとはまた次元を別にしておろうかというふうに思います。そのようなことで取り組んでおりますので、ご理解、ご支援のほどひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今お話がありました。先ほど公有地化に向けての営業補償160万円というふうなお話が最初に、最初の説明で私はそういうふうを受けとめましたので、あれ、おかしいのではないかなと率直に思ったものですから、お聞きをいたしました。これは、交渉のためのたたき台としての調査をコンサル料として委託をするのだというふうなご説明でありましたが、これまででは一体1月から、今6月ですね、これまで一体ではどんな調査をしてきたのか、なぜその調査の中で、してきたのでしょうか。交渉に向けて当然一定の調査がしてこられない限りは、近傍の類似価格だとか、あるいは不動産鑑定士による鑑定だとかというふうな形で、そのような価格を一つの前提とするという説明がありましたよね。そういう説明があった中で、私は基本としては反対の立場で来ましたが、でもまだ何にも進んでいないというのは、今まででは誰に調査を依頼して、誰に交渉をお願いをしてきたのか。町独自で交渉してきたのか、それとも誰かに専門知識を持った人をお願いをしてきたのか、その結果一体どのような状況があったのかということをお尋ねしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

1月に入ってから、まず最初お互いの確認をとり合いました。その前段で覚書の条件によって確認をとって、1月に入って具体的に交渉の窓口、代理人を置いてということで交渉を始めたということでございます。町からはその代理人、会社からは直接役員の方がその対応に当たるということでやりとりをしてきました。月1回ないし2回程度の交渉を行うということも確認し合っております。その交渉のやりとりの中で、このコンサルによるルールに基づいてといいますか、専門家の手をかけての営業補償額の算定の必要が出てきたということでございます。そういう話が出てきた段階でそのコンサル等にご相談を申し上げたところ、やはりこの土地の公有地化あるいは取得を図るに当たっては営業補償をするのが国の法律のルールでもあり、そのような対応をすべきだというようなことの指導を受けたわけでありまして、そのような対応を今現在させていただいているということでございます。なお、今委員が触れられましたとおり、町としましては水循環保全条例の規定に基づき、また同条例の下位の規則の規定に基づいて当該土地の近傍類似の取引価格なり不動産鑑定評価額と、この2つの要素の検討をし、またさらには近年の土地の評価額の推移あるいはその土地、土地の立地の条件を参酌をしながら総合的に判断するという町の考え方をもって交渉に当たってきたところでございます。

以上になります。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) もうちょっと簡明に説明をしていただかないとなかなか理解しにくい。私だけが理解していないのかもしれませんが、今また営業補償というお話が出てきましたよね。営業補償と今回の調査コンサル料とは別問題なのか、それとも同一の問題なのかというようなことを1点お尋ねしたいと思います。営業補償というのは、あくまでも営業できないから、補償するというものなのでしょう。いわゆる事業活動がここでストップせざるを得ないから、営業補償をするということなのではないのですか。私は、そういうふうにして理解しているのですけれども、だけれども、先ほどの説明ですと、調査のためのいわゆる交渉のたたき台だと、その調査のための調査コンサル料だというふうにお話をされてましたね。その辺のところももう一つ理解できませんので、そのことについてもう一回説明願いたいと思います。

それから、もう一つ、代理人を置いて、そしてこれまで交渉をしてきたわけでしょう。その中で、一体代理人とは弁護士なのか、誰なのか。多分弁護士ではなかろうかなというふうにして思いますが、仮に弁護士だとするならば、弁護士でも対応できないことをコンサルの調査で対応できるのかと。ここで160万円の計上全てを調査料として委託するわけですので、結果として仮に弁護士に代理人を置いたとした場合だとすれば、どちらもこの問題については結果は出せませんということにならざるを得ないのではないかと。というふうにして私は考えるのですけれども、その辺のことについてもう一度答弁お願いしたいと思います。

委員長(土門勝子君) 池田企画課長。簡明に答弁をお願いします。

企画課長(池田与四世君) お答えをいたします。

町の不動産業界にお願いをして、具体的にそのうちのお一方からその代理人を担ってもらっております。先ほど来お話をしておりますとおり、これはコンサル料、調査業務委託料でございます。コンサルから営業補償額をはじき出していただいて、その積算した金額をもって改めて交渉のテーブルに臨もうというものでございます。

委員長(土門勝子君) 13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) そうすると、営業補償額がどの程度の金額になるのかというふうなことを基本として調査のコンサル代として計上すると、そういうお話でありましたので、再度というか、またお尋ねをしたいと思いますが、営業補償となると相当な金額になる可能性があるのだと思うのです。どの程度の面積かはちょっとわかりませんが、そうではないかなと私は想定するのですが、そうすると莫大な金額を町から、町の厳しい財政の中からいわゆる投入しなくてはいけない事態が発生するのではないかと。いわゆる営業補償とは、賠償金とは違うのかもしれませんが、営業できないから、これだけの金を払いなさいというふうなことだろうなというふうにして推測をすることに多分間違いはないのだというふうにして私は思いますので、それは大変危険性があるなというふうにして感じております。なぜそれならば、それだけ難しいものであればなぜ協定書にそういうものを取り入れたのか。そういう調査もしない中で、簡単に協定書の中にこういったことを、いわゆる購入しますよといったことをなぜ協定書の中に盛り込んだのか。本来であるならば、私から言わせれば、これは議会人として当然だと思うのですけれども、本来であれば一定の調査をして初めて協定書の中に盛り込むべきではなかったのですか。後先がずれているような感じがしてならないのですけれども、その辺もどのようにお考えをされているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つは、営業補償、営業補償というふうに言われますけれども、掘削したところはいわゆる整地をして、そして杉、いわゆる杉でしょうね、多分。杉などを植えて、植栽をしてしなければいけないというふうに法律上はなっておりますよね。営業補償をしながらそこまで町はしなければいけないのかどうなのか。その部分については業者がすべきだというふうにして、営業補償をするのであれば業者がすべきではないかというふうにして私は思うのですが、それはどのように考えているのかお聞きをいたします。

委員長（土門勝子君） 時田町長。

町長（時田博機君） 伊藤委員から質問ありましたけれども、まだ確定していないこと、これから交渉に臨むべきことについてああではないか、こうではないかと今質問いただいておりますけれども、町としてこれまでそれらをしっかりと業者、専門の方から算定していただいたことは今まで一回もありませんでした。こういう行為に踏み出すということは、公有地化に向けた並々ならぬ決意をあらわすということの第一歩であります。今第一歩を占めそうとして、そしてその根拠としてトップ同士が相談して何でも、あと値段でいいのではないかという話はいかないと思うのです。あらゆることを想定しながら、数字も含めてみんなが納得できる数字を示すための今準備段階、準備に入ろうという、そんな予算を組んで予算をお願いしているところであります。行政で後から何でもいから決まってからお金を出すという形ではなくて、このように公開の、公の場でそのような作業、交渉事を始めましたら、そしてお互いの話し合いの中でそのような確かな数字、根拠に基づいた議論の場が必要があるということでこのような予算組みになったということをもつてご理解をいただきたいと思っています。

それから、岩石採取法に伴うその緑地化、跡地の緑地化については、それは業者に義務づけられているということですから、どこまでどのように補償するかということについてはまだ始まっていないのです。まだ私は数字の根拠も示されたことも全く私の場までそんな話もない現状でありますので、今調査を行うのだと、そのスタートにやっと交渉事は不動産業界の方から、そしてそこについてはそれでは専門の鑑定士さんからお願いをするということが変な行政なのでしょうか。私にとってはそれは当然の手順を踏んだやり方だと思っておりますし、それからもう一つ、よく私は最近挨拶で申し上げるのですが、里中満智子さん、漫画家、自分の育つときには子供が多くて大変だと言われたと。今は少子化で、老人が多くて大変だと。円高で大変だと。円安で大変だと。大変だ、大変だ、大変だということらしいですけども、心配するよりも大変なことに真っ正面からしっかりと立ち向かうと。それが団塊の世代、ひしめき合ってきた世代の段階の底力の見せどころではないですかという発言がコラムが載っておりました。私は、それをよく参考にしたいと思っています。大変だからこそ、正面から、まともに行かないと、横からとか何とか、ケセラセラで、なればいよいよとか、逃げるとかということは絶対したくないから、堂々と交渉させて、みんなが納得できる金額で折り合いたいと。その第一歩、評価をしっかりと専門の方をお願いする。それらは行政のルール、ルールに基づいた形で積み重ねてこれからいくのだということをご理解いただきたいと思っております。昭和の60年代の後半からほとんど、大変だ、大変だ、大変だと岩石採取言ってきました。だけれども、一步も行政としては踏み出せませんでした。水循環保全の県への条例の制定も求めながら、町として遊佐町の良好な健全な水循環を保全する……

（「私の質問にも答えてね」の声あり）

町 長（時田博機君） 条例をしっかりと整えながら一步一步進めてきたということです。基本的に公有地化に反対だという方のご意見ですから、それは意見としては賜りますけれども、行政はそんな無責任なやり方はできないのだと。行政は、しっかりと足跡、後ろの人たちからしっかりと判断を受ける立場にあるわけですから、私は反対だから、もう関係ないのだけではなくて、真っ正面から立ち向かうと、困難のことにも逃げないで立ち向かう姿勢で私の行政はありたいと思っるところですから、それは当然それらの必要な経費についてはまた議会にお願いしなければならない、価格の交渉等いろんなこれからまだ厳しい交渉は出てくると思いますけれども、それらについてもしっかりと責任を持って、それから公開を旨として議論していくわけですから、その姿勢が問題だというのであれば、民主主義のあり方自体をあなたは否定するのですか。本当に残念な思いであります。私自身のやり方は堂々とオープンに公開にしながら、しっかりとこれまでの責任、次の世代必要なものは残すのだという行政をしっかりとやっていきたいと思っ

以上であります。

委員長（土門勝子君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 残時間が1分弱だと思うのですが、私の質問に答えてくださいということをお願いしたのです。では、植林は一体どれぐらいの面積で、どれぐらいかかるのか。5,000万円なのか、7,000万円なのか。8,000万円なのか、1億円かかるのか。植えたからには、きちんと育つまでに育てなければいけないでしょう。その管理費用だっかかるわけですよ。そういうことになぜ答えられないのですか。私は、後先だと言っているのですよ。後先をきちんとやらないで今ごろこういうものを出してくるということ自体が私は問題だと言っているのですよ。民主主義を否定しているのでは、民主主義は当然ですよ。

終わります。

委員長（土門勝子君） これで13番、伊藤マツ子委員の質疑は終了いたします。

1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） ただいまの岩石採集現場の公有地化に伴う営業補償調査の委託料について関連質問したいところなのですが、所管でありますので、そこに踏み込んではいけないこと大変残念に思っております。所管外のことについて、今回は1点だけお尋ねいたします。

11ページ、款、農林水産業費、項、水産業費、目、水産振興費、節、負担金補助金及び交付金。これは、遊佐鳥海岩がき安心協議会への負担金として、洗浄システムナノバブル導入増殖事業費の2分の1を負担金として出すという事業であります。まずは遊佐の岩ガキをナノバブル洗浄するシステムの事業、夏場に吹浦漁協に水揚げされる漁獲量が、これは岩ガキに限ってですけれども、漁獲量がどのくらいであるのかお聞きすると同時に、このナノバブル洗浄処理能力がどのくらいのものであるのか、これはシーズン全般の数字と1日の漁獲量、処理量についてお尋ねいたします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

まず初めに、吹浦の岩ガキの出荷量でございますけれども、平成25年度実績におきまして、5月から8月までの量で5万2,472キ口でございます。ただし、この数字は全てが吹浦産ではないという数字でございます。1日当たりの水揚げに直しますと、5月から8月まで約100日ほど操業しているようでございます。

1日に平均しますと、1日当たり524キ口ほどの数量になるようでございます。

次に、ナノバブルの効果と1日の処理量ということでございますけれども、処理量について説明したいと思えます。まず、装置でございますけれども、海水800リットルが入る水槽、これにオゾン発生装置1基、それから洗浄機ノズル4基が必要になります。その水槽にオゾン照射した水を準備して、オゾンマイクロバブルと呼ばれる泡を吹きかけて殺菌するということになりますけれども、時間的には約20時間ほどかかるということでございます。今年度は1つの水槽での処理ということになりますので、このオゾンマイクロバブルの1日の処理量は1日当たり約50キ口と、個数でいうと約200個ぐらいになるのではないかとございまして。

以上です。

委員長（土門勝子君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） そうですね。これ1日524キ口漁獲量として上がるのに、処理できるのは50キ口。ほぼ10分の1であるのだな、まだ実験段階的な取り組みなのだろうなと思えます。この漁獲量に対して10分の1であるというのはわかりました。

そこで、次にお聞きしたいのは、このナノバブル洗浄は貝表面の殺菌と大腸菌を洗浄するために、主に三陸とか広島とか、養殖のカキをナノバブル洗浄するために開発されたものであるために、天然の岩ガキをとっている地方ではああいうふうな湾の中のヘド口と海水がまじっているようなところと違って貝自体がきれいだったものですから、なかなかこちらのほうの天然岩ガキにはナノバブル洗浄というのは使われてこなかったわけですが、このナノバブル洗浄でどのような効果が得られるのか。例えば細菌や大腸菌をナノバブル洗浄することによってどれだけ殺菌、減じることができるのかお尋ねいたします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

オゾンマイクロバブルの効果について説明したいと思えます。今回この事業につきましては、鶴岡工業高等専門学校で研究しているマイクロバブル技術の協力でこの岩ガキの殺菌が事業化されております。導入に当たって、これまで8回ほど吹浦の海水も使って実験をしているようでございますので、その殺菌の実験結果をお知らせしたいと思えます。まず初めに、生食用カキの成分比較でございますけれども、これは厚生労働省の基準で定めている規格でございます。まず細菌数につきましては検体1グラム当たりにつき5万以下、それから大腸菌につきましては検体100グラムにつき230以下でなければならないということと決まっているようであります。あと、この殺菌の実用化目標値ということで鶴岡工専で定めた自主基準を定めておりますので、その数値におきましては細菌数が検体1グラムにつき5,000以下、大腸菌につきましては検体100グラムにつき30以下と。あと、海水自体についても独自の目標を定めておまして、大腸菌につきまして100ミリリットルにつき1.8未満というような目標値を定めているようでございます。それで、今回このオゾンマイクロバブルによる殺菌効果の実験結果でございますけれども、まずオゾンマイクロバブルをしない場合、ただの海水の場合の状態でございますけれども、海水の場合は細菌数が検体1グラムにつき3,700、大腸菌が検体100グラムにつき18未満という結果でございます。これに対して、オゾンマイクロバブルを照射した場合といいますが、これをした場合においては細菌数が検体1グラムにつき300以下になったと、それから大腸菌につきましては検体100グラムにつき18未満、これは同じ数字で

ございます。あと、海水だけについても調査を、実験をしております、そのときの海水の大腸菌の数でございませけれども、実験前が100ミリリットルにつき130、それがナノバブルを通したときには100ミリ当たり1.8未満に落ちたというような実験結果でございました。

以上でございます。

委員長（土門勝子君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これは、細菌においては22分の1以下に細菌を殺菌する効果がある。大腸菌に関しては、それほど効果は得られていないような実証結果であります。しかしながら、昨日の新聞ですが、新聞の報道によると、またこのナノバブルを取り扱った、ナノバブル洗浄に関する、取り組んでいるホームページを見ますと、やはり鮮度を維持できるのだそうです、ナノバブル洗浄をします。そして、昨日の新聞報道によれば、ナノバブル洗浄をしたほうが甘みを感じておいしいのではというふうな食べた方の意見であったように記憶しております。この取り組みというのは、鶴岡の工業専門学校と、そしてお魚の流通に携わる会社、そしてカキをとっている漁業者、そして町、これ産、学、官の、極めてよく言われるところの産、学、官連携による地元特産品のブランド化事業なのではないかなと思っております。この魚の流通に、経営している社長さんというのは吹浦出身でありまして、私の近所で1期上の先輩でありました。小さいころはよく釣りとか、そのころは禁じられていなかったもので、ブリコ拾いなどに一緒に行った1級先輩の方であります。この会社の取り組みというのは最近マスコミでも新聞等でも注目されておりました、昨年あたりは小アミ、アミエビの魚醤、俗に言うしょつつるというのを取り組んでブランド化したり、遊佐に遡上してくる白ジャケを加工して販路に乗せるという取り組みを一生懸命やっている方あります。まさに遊佐町が目指すべくところの水産、農産品のブランド化を何としたりできるのだろうという形で取り組んでおられる方ありますが、この水産振興というものを目指そうとしている町の長として、この取り組みをどのようにお考えなのか、町長にお尋ねいたします。

委員長（土門勝子君） 時田町長。

町長（時田博機君） 昨年若いカキの漁業者、そして事業所の社長さんと遊佐町の役場においでになりました。鶴岡工業高専さんと実証をやってきたのだけれども、できたときには何とかお力添えを賜りたいというような申し入れしたのが昨年だと思えました。昨年の夏過ぎだと思っております。聞くところによりますと、鶴岡工業高等専門学校では山形県、山形県の特に産業経済部水産室、あそこの力をかりながら、この装置を2年間かかって開発してきたと伺っておりました。そして、何とかその事業者の皆さんが遊佐の岩ガキだけ、いわゆる吹浦の岩ガキだけにまずとりあえず使いたいのだと、そのブランド化の一翼を担わせていただきたいという思いで若い漁業者の皆さんとおいでになりましたので、町としては、開発行為自体はそれは県がかなり事業予算を確保してこれまで工業高等専門学校と一緒に開発してきたという経緯がありますので、いや、もう今ことしから何とか使いたいのですよというお話ありましたので、それでは全額というのはなかなかできないので、半額町単独で支援しましょうという思いで支援させていただいた経緯であります。事業が秋田県でも山形県でも新潟県でもまだこれ行っておりません。そして、実は鶴岡工業高等専門学校の先生によれば、このようなマイクロバブルというのですか、殺菌については恐らく東北でも初めての取り組みではないかと、生食用についてはというお話もいただいていたので、非常に、試食会にも私も参加をさせていただきました。町のブランドの発信に資する大きな力をいただいたと思っ

ておりますし、今後とも、今生産の10分の1しかできないのだということをございますけれども、設置する場所、実は漁村センター使ってほしかったのですけれども、とってきてすぐのところといたらやっぱり吹浦の漁協に置くしかないのだというお話で、まだ1つの水槽でしかできないということでした。これらもう一つ、二つ追加していただければ遊佐町の、特に吹浦の岩ガキというのは今まさにブランド化していますので、そして安全な食の発信、本当に新しい取り組みで全国にも発信できる事業だと思っておりますので、町としてはしっかりと応援をしてみたいと、このように思っています。

以上であります。

委員長（土門勝子君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これは漁業、水産品だけでなく、やはり生産者とか流通業者が学という、いわゆる学術の鶴岡工専とか大学とか専門家とタッグを組んで、それを推進するために官がある程度支えるというこの取り組みはやはり進めていかないとだめなことだろうなと思っております。しかし、私やっぱりこの岩ガキというどうしても資源の枯渇というものがとんでもないスピードで進んでいってしまっていることを危惧せざるを得ないわけです。流砂による磯場の喪失が最大の原因と考えますが、先日の県議と語る会のときに青塚海岸の、あれは逆に侵食されて困っている。そして、テトラポッドを入れて、そして侵食されないように守らなければいけないという事業を県で進めているという現場を見学させていただいたときに、西遊佐地区のある方が「あのテトラにはよ、アオサもつくし、岩ノリもつくし、岩ガキもつくしなや。これ発想の転換というのは必要だもんだよ」というご意見でした。遊佐町の海岸の南部を磯場にするとか、北部を砂浜にするということはちょっと無理だとは思うのです。しかし、今県が主体になって進めているところの地域水産物供給基盤整備事業、これは湯ノ田から鳥崎の海岸、最もカキを増殖するためには適しているだろうと言われていたところでカキの岩礁を入れたり、テトラポッドを入れたりしてカキを増殖しようという事業が取り組まれているわけですが、私はあの青塚のテトラポッドを、新しいやつは宮海でつくって船に乗せて青塚海岸に設置するのだというのですから、このカキとか岩ノリとかアオサがついているテトラポッドを引き揚げて、同じ船に乗せて鳥崎に持ってきてもらうというぐらいの発想の転換というのは必要になってくると思うのです。海岸を守るのは国土交通省管轄です。水産業を振興させるのは農林水産省管轄ではありますが、テトラポッドをつくっているのも沖に設置するのも限りなく同じ作業なわけですよ。そうすると、青塚にあるテトラポッドというのは岩ノリもアオサも岩ガキもすみ着いているテトラポッドだということですから、それを鳥崎、湯ノ田海岸に持って、俗に言う大引っ越し作業というのを発想の転換をもって進めるべきだと思うのですよ。新しいテトラポッドを湯ノ田に置いてそこにカキがすんでくれるのか心配するよりも、もう岩ノリもアオサも岩ガキもすみ着いているようなアパートをそのまま持っていったほうが効率的であるし、作業自体は同じことなので、私はそういうふうな発想の転換を強く求めると同時に、そういう発想の転換による水産業の振興というのが必要なのだということを提案させていただいて、今回は補正質問としては終わらせていただきます。答弁願います。

委員長（土門勝子君） 時田町長。

町長（時田博機君） 県議と語る会のときに青塚、いわゆる比子海岸、かなり侵食が進んで大変な思いをして、そしてヘッドランドは先に10本ぐらい出していただきましたけれども、どうもそれだけではとまらないということで、今度はヘッドランドの先を中心に新たに何十メートルずつがテトラをまた埋めてい

ただくという作業を県からやっていただくということになって大変心強く思いました。実は山形県の河川、河川関係の事業というのを多分その事業でやっている。そして、河川の負担金の中で遊佐町が山形県で5番目に多いのです。それだけ事業が比子海岸等で一生懸命やっただいてという形で、河川協会等の県の会議に行きますと、何で遊佐町こんな県の管理の河川しかないのにいっぱい負担金多いのですかと聞くと、いや、比子の海岸にテトラポッドつくったり、いわゆる沈めたりする、ヘッドランドつくったりする事業費の割合でこんな予算多いのですよということを説明を受けますけれども、実はもう一つ漁業、漁協協議会というのがまた、それは農林水産、漁港のほうであるのですけれども、県のことしの、鶴岡市、酒田市、遊佐町しかない事業でありますけれども、庄内支庁の中で46%が遊佐町の予算であります、総事業費の。何で多いのといいますと、やっぱり今吹浦も漁港の南防波堤をまず延伸していただいている事業が1つあるということと、それからいわゆる湯ノ田沖、3カ所ぐらいですか、岩ガキ漁礁、あれで5,200万円ぐらい県からお願いして、ことし事業を遊佐町に進めていただくという形であります。町単独でなかなか漁業関係、海岸、海の関係については予算を執行という形はなかなかできない、そして大変な経費がかかる予算でありますけれども、それらはやっぱり県議と語る会と県議のお力をかりながら、しっかりと地域の皆さんの声を届けていきたいなと思っています。特に県からは吹浦の漁港の活用に関しての総会、協力会等の総会と県からおいでをいただいて、その場でいろんな悩み事と、流砂に関するものとかしゅんせつに関する要望等はその都度言って、こちらから申し上げて、そして予算化していただいているという現状を見ますときに、やっぱり逆転の発想というお話ありましたけれども、なかなか行政の壁というので、縦割りの県の管理の中の河川のほうでの予算と農林水産の予算という形でなかなか厳しいなと思っておりますけれども、それらは地元の県議も含めて県議の先生方からしっかりとウオッチしていただいて、県政の中で反映のお願いをしてまいりたいと、このように思っています。

委員長（土門勝子君）　これで1番、筒井義昭委員の質疑は終了いたします。

5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君）　毎度恒例お昼前の昼またぎを目指した質疑をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

今1番委員のほうからも話ありました岩ガキでございます。非常にいろんなご意見今出ていました。非常に参考になるなと思って聞いておりましたけれども、この岩ガキでございます。ナノバブルで洗浄機が入るということで、かねてから私ここで何回かお話しさせてもらったのですけれども、東京市場が今度視野に入ってくるのかなと思うのですけれども、その辺産業課長、どのように展望として考えているのか、あればお願いたします。

委員長（土門勝子君）　堀産業課長。

産業課長（堀　修君）　お答えします。

東京市場というお話でございますけれども、先ほど筒井委員の答弁の中でも答えさせていただきましたとおり、吹浦漁港で上がっている漁獲量については先ほどお示ししたとおりでございますけれども、現実的に吹浦産の数というのはその何分の1かという数字になってくるかというふうに思っております。ですので、ことし県の漁礁の事業で5,200万円ほどで20トン型のテトラを103個ほど沈める事業を行うわけでございますけれども、そういった増礁、岩ガキの増礁事業が軌道に乗った段階でその辺の東京、要する

に全国への発信という展開を考えていければというふうに思っております。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 今回ナノバブル洗浄機、先ほど1番委員の答弁で1日当たり50キロ程度ということで、規模は確かに小さいと思います。ただ、先ほどの数値を見る限りでは、非常に菌の数も減ってくる。こうなってくると、東京市場であったり、これは関西も含めてですけれども、大都市圏への出荷ということを考えていけば非常にいい結果が出ているのかなと思っております。これまでぜひ東京市場へという話何度かここでさせてもらったときの答弁では、カキ貝の管理に関するハードルが非常に高いと、いろんな条件が、特にカキです。当たる確率高いです。私も2度ほど当たったときありますけれども、当たる確率が非常にありますので、うっかり疲れているときなんか食べてしまうと大変なことになることもありますので、そういう部分では東京都内ではカキの流通、販売というのは非常に制限されてきました。ただ、ことしあたり見ますと、これ焼きガキが中心でしたけれども、春にかけて三陸産であったり、広島産であったり、九州のやつだったり、非常にいろんなカキ小屋というものがどんどん、どんどん都内に出てきて、いろんな形でやっていました。3月のとき、東京に行ったときにはぜひ寄ってこようかと思ったのですが、どうしてもちょっと時間の関係、飛行機の時間の関係で寄れなくて、おいしい焼きガキを食べてこれなかったのですが、やっぱりお聞きしますと非常に繁盛しているということございました。先ほどの話でもありましたけれども、やっぱり1日の漁獲高だったり、トータルの量からすれば非常にまだまだ市場に出すのにはちっちゃいかとは思いますが、今後これはやはりこの遊佐町の産業振興という部分では非常に重要なことだと思いますし、これからまた高速道路が開通して都市圏とのアクセスが非常によくなってくればいろんな形でこれは有効に働くものだと思いますので、ぜひ早い段階でいい形の展望が開ければなと思っておりますので、その辺はまたこれからいろんな形で議論させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。この項はこれで終わります。

続きまして、同じく農林水産業費でございます。10ページのほうに家畜自衛防疫協議会負担金というのがございます。この協議会、どのような協議会なのか簡単にご説明願います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） 遊佐町家畜自衛防疫協議会という組織でございまして、遊佐町の養豚業者の振興のためにつくっている協議会でございます。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ただいま養豚業者の会だということでございました。遊佐町、養豚といいますか、豚肉の出荷料というのは県内でもトップクラスでございまして、こういう協議会が中心になっていただいて質のいい肉を提供できる状況をつくっていただければありがたいと思うのですが、ことし入って春ぐらいからですが、いろんな形で新聞紙上をにぎわしています流行性の豚の下痢、これの影響、遊佐町で発生したという事例はないようではございますけれども、この辺の発生の状況、まず一番初めにお聞きしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

まず、全国の状況でございますけれども、平成25年の10月に我が国では7年ぶりにこのPEDが確認さ

れているようでございます。平成26年の6月16日現在、1道37県において発生しているという状況でございます。山形県の状況でございますけれども、しばらく小康状態が続いておりましたけれども、先週の6月12日に置賜地方で県内5例目となるPEDが確認されたという状況でございます。庄内では4月に1件ほど発生してございまして、今現在では小康状態というか、落ちついているようでございます。県内の発生頭数の累計でございますけれども、繁殖豚が579頭、それから肥育豚が1,807頭、子豚が3,455頭、うち死亡が子豚1,128頭というような状況になっているようでございます。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 全国でも非常に猛威を振るっているのかなという印象を受けますけれども、この発生した場合、この発生した罹患したその豚といいますか、これがどのような形になるのか、その辺はどのような対応になるのか説明をお願いします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） 主に死亡するのは子豚でございまして、この子豚が感染いたしますと要するに下痢の症状を起こして、簡単に言いますと衰弱して死亡してしまうというような状況でございます。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 罹患して死亡に至るということでございます。この死亡した子豚、子豚を中心として死亡した豚と罹患した豚、これはどのような処理されるのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） 焼却処分になるということだと思います。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） これだけの豚数が焼却処分というのは、非常にこれは経済的にも大打撃かなと思っております。これの一義的な対応の部分は都道府県が担う部分だと思うのですけれども、この辺県のほうからは遊佐町に対してどのような対応をするようにという指示が何かあるのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） 県の今回のPEDの対応ということでございますけれども、基本的には庄内で発生した場合におかれましても遊佐町においてどの地域で発生という状況は知らせてもらえないというような状況でございます。ですので、庄内地域のどこかでということではございましたけれども、町内でもそれが伝染しないようにということで、消石灰等をこの自衛協で配布させていただきまして防除をしたという状況でございます。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 情報がなかなかおりにこないといいますが、県のほうからは発生、その大きなくりとして例えば庄内だとか、置賜だとか、そういう形でしか連絡が来ないと。対応としては、やはり各自治体が独自に消石灰等で消毒等を行って広がらないようにすると。遊佐町については家畜自衛防疫協議会がこれを担っていただいているということなのかと思いますけれども、こういうのってその地域の経済活動に非常に大きな影響を与えるかと思うのです。県のほうではどのような理由で発生したその自治体であつたりだとか、その発生した豚舎等を公表しないのかというのは、理由というのはお聞きになっているのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

まず1つは、要するに肉の流通において風評被害が広がることをまず第一は抑えているということが第1点だと思います。あと、公表した場合に、むやみにそういった出入りがふえて周りに拡散するというとも考えての措置だというふうに思っております。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 以前九州のほうでいろんな形で、口蹄疫だったり、形でいろんな疫病がはやって大変な思いをしたというニュースが流れておりましたけれども、やはり的確な情報提供によって早期に対応することが一番重要なのかなと思っています。先日ですか、ことし何月だったかな、4月だったか、ちょっと時期はあれだったのですけれども、九州のほうのやっぱり自治体ではその当時の教訓を生かして早期に対応したことで広がらずに済んだという話もお聞きしております。こういうのはやっぱり早期に抑え込むために、必要な情報はやはり共有するような形とればなと思うのですけれども、この辺課長個人として結構ですので、ざっくばらんなところでの見解、何かあればひとつお聞きしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） 今回庄内で4月に発生した段階でも、県のほうに対しては何とか教えてほしいということで要望はいたしました。どこで起こっているのかわからないという状況で、なかなか対応は難しいということもお話しさせていただきまして聞いたわけです。やっぱり県はどうしても教えられないということでしたので、今後引き続き庄内というか、県内全体でその伝染病を防止していくという観点からも、ある程度の段階までは教えてほしいということは要望していきたいというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひ対応のほうお願いしたいなと思っていますし、今回の流行性の下痢だけではなくて、いろんな疫病というものを考えられると思います。やはり一番有名なのは鳥インフルエンザ。こういうのも一つの疫病の代表的なものかと思っています。どこでどうやって感染するのか、どこからどの病原菌が来るのか。何せ動物でございます。人間のようにどこに行つてどういう行動をしてきたというのはなかなかわかりづらかったり、特に鳥インフルエンザなんかであれば渡り鳥だとか、こういうところが非常に影響する可能性が高いと言われております。しっかりした対応がいろんな形で、やっぱり遊佐町のブランド維持にもかかわると思いますし、ぜひこの辺は対応をしっかりしてもらいたいなと思っておりますので、今後もできるだけ情報収集と消毒を含めた体制の維持でこういう疫病が蔓延しないような対応をとっていただければなと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

もう一つお聞きいたします。何せ今回こちらのほうは産業課長のほうにお聞きする関係がほとんどメーンでございますので、もう一度産業課長のほうにお聞きしますけれども、次11ページ、林業費のほうで災害補修工事費として上がっております。この災害補修工事費、対象はどこだったのか説明をお願いします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

今回災害補修工事費で林道の災害補修を上げさせていただきましたけれども、2カ所ございます。1カ

所が女鹿林道の補修工事ということで、女鹿林道の途中で林道のソール部分が雨によって流されたため、要するに通行できなくなったという箇所がございました。延長が約120メートルほどでございます。そこに敷き砂利工と、あとまた次の雨でそういった形にならないように止水工を2本ほど設置いたしまして、林道補修を行いたいという内容が1点と、あと杉沢林道の落石処理ということで、5月の後半に落石があったようでございまして、石の大きさが約1メートル掛ける1.5の石でございましてけれども、それが林道部分に落ちてきたと。その処理工事でございます。あと、落石の処理にあわせて、そののり面の復旧、これが7メートルから8メートルでございます。あと、その土側溝といいますか、側溝の復旧。これを合わせて50万円ということでございましたが、先ほどの女鹿林道の補修工事については65万円の金額でございます。

以上です。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 今回は林道ということで、杉沢林道、そんな1メートル超のでっかいような石、落石があったということで、幸い事故等もなくよかったのかなと思っていますし、林道とはいえ道でございまして、人が通りますので、ぜひこの部分ではしっかりとした対応をお願いしたいと思うのですが、林道だけではなくて、森林だけではなくていろんなところにいろんな形で木が生えております。これは地域生活課のほうとも関連するのかなと思うのですが、場所によっては大分道路のほうへ林が、特に松なんか、私なんか海沿いにいますので、松なんかはよく見るのですが、どんどん、どんどん種が飛んで自生しているのかなと思うのですが、あっちこっちにそういう自生したと見られるような木が出ている場合があります。この辺の対応ってどうなっているのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） 松の種が飛んで自然に生えてしまったという状況の処理ということだと思えますけれども、基本的にはそのままと、自然に任せるといような形になってしまうかと思えます。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） これちょっと事前にお話ししてなかったのだけれども、地域生活課長のほうにもちょっとお聞きしたいのですが、道路を管理する上でこういう自然に自生してきているような樹木、これが道路にどのような影響を与えている部分あるのか、何か把握している部分あるのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 大きな問題になれば当然その対応をしていますので。ただ、一般的な話としては、道路敷地内に実生で発生した木については、道路管理上支障があれば当然伐採をしたりさせていただいております。一番将来的に危険になると考えられるのは、のり面もしくは構造物等の脇に生えた木、これによって構造物が壊されるもしくはのり面が崩れてしまって道路に障害を生じると、そういった例は将来的には考えられますので、そういった危険性のあるなという木であれば、町の管理敷地内であれば町で行うもしくはどうしても民地であるけれども、今のような状態が発生しそうだというところについては民地の方に例えば枝が張り出して道路内に出ている場合なんかは切っていただくようお願いすると。もしそれが個人でできない類いであれば町のほうでかわりにさせてもらおうと、そういった形の対応を

する必要があろうかと思えます。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 昨年ちょうど345号線、吹浦の港から十六羅漢の間、これ今委員長の脇に座っています議会事務局長が当時産業課長時代にいろんな形でやってもらって、道路にかかる部分、これ県からですが、しっかり刈ってもらって安全が確保されたかなと思うのですけれども、そういう大きいところ以外でもやはり道路に張り出してきているところというのは時たま見受けられます。このままにしておいてもいいのでしょうかけれども、先日街路樹が倒れてトヨタ2000GTというとても高価で貴重な車が木が倒れたことによって全損したというニュースもありました。そこまでいなくても、いろんな形で道路に支障を来すことがあつては、この観光地であるやはり遊佐町に非常に大きな影響を与えるものかなと思っております。これは、観光に関するいろんな行政を行っている企画課、道路を管轄する地域生活課、そしてやっぱり樹木を中心としたような林の部分をいろんな形で管轄している産業課、この辺が連携とってもらって万が一のことがないように、どうも最近何か樹木が倒れてけがしたとかというニュースを時たま聞くようになりましたので、今回は災害補修工事ということで出ていましたので、これに関連してちょっとお聞きさせてもらったのですけれども、ぜひこういう部分も連携とれるような状況していただきたいと思うのですけれども、企画課長は担当所管ですので、後ほどお昼休みでも聞きに行きますので、よろしくお願ひしたいと思うのですけれども、地域生活課長、産業課長のほうからこの辺についてどのような考えを持っているのか、課としていろんな形でやっているのか、やっていないにしても課長の所見でも結構でございますので、ぜひお聞きしたいと思いますけれども、お願ひします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

枯れた木だとか支障のある木の伐採につきましては、例を挙げれば松くい虫でやられて枯れた木につきましては、公有地であれば町の予算をもって処理しているという実態もございまして、その辺は森林を管理する課として全体の町なかの森林を管理いたしまして、適正に管理できるように進めていきたいというふうに考えてございます。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

先ほども申し上げましたけれども、我々が管理している敷地内のことであれば当然ながらやっていきますし、そうでないものであっても道路の安全を確保するという意味では当然作業をしなくてはならない、それが権利が違った人のものであつたにしても、そこは町が確認をして危険だとなればお話をさせていただき、そしてできないものであれば町がかわって行うという形をこれまでとってきましたし、これからも行って安全確保に努めていきたいと思っております。また、所管の違ったものについても、当然それぞれ連絡をとり合って連携をしながら、安全確保にはこういうものを努めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今産業課長のほうから松くい虫の防除の話少し出ていました。ことしの松くい虫の防除、この辺の状況

どうなのでしょう。簡単にお問い合わせいたします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） それでは、お答えします。

松くい虫の防除事業のここの状況をお知らせしたいと思います。ここの工事といたしましては、もう6月既に始まってございますけれども、無人ヘリで19ヘクタール、それから地上散布で11ヘクタール、これスパウダーでございますけれども、それとノズルで27ヘクタール、合計で38ヘクタールを今年度松くい虫の防除として事業を行ってございます。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 松くい虫の防除ここのも始まったということで、これをしっかりやってもらえれば松くい虫もまた減るのかなと思っておりますけれども、ここの非常に毛虫が多いように思われる状況でございます。毎朝子供たちと話しながら行くと、歩道にいっぱい毛虫がいて、でも話を聞くと松くい虫防除しているところは、特に散布で防除しているところに関しては非常に少ないという話も聞いております。ぜひ、命の営みでございますので、むやみに駆除すればいいというわけではないのでしょうかけれども、その辺の状況、発生状況もしつかんでいれば少し教えてもらいたいと思うのですけれども、つかんでいなければつかんでいないで結構でございますけれども、よろしく申し上げます。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

毛虫の状況については把握していないということでございます。

委員長（土門勝子君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひこれも把握していただければなと思ったのですけれども、事前に課長のほうには伝えていなかったものですから、このような答弁でしようがないのかなと思うのですけれども、今の隣の委員からも教育委員会にも聞いたらと言われたのですけれども、これは時間も時間ですので、別の機会にしたいと思うのですけれども、毛虫、やっぱり結構子供たち残酷なもので、すぐもう乱暴な子は踏んづけたりしたりするところも目につきます。そうすると毛が飛んで、私なんかもかぶれることもありますので、ぜひこういう情報なんかもしながら、調査しながら安全を確保していただければなと思っておりますので、この辺は簡単に要望だけしまして、12時5分前でございます。そろそろお昼の時間でございまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

委員長（土門勝子君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分）

休

憩

委員長（土門勝子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（土門勝子君） 7番、佐藤智則委員より、所用のため早退の届け出が出ております。

これで5番、赤塚英一委員の質疑は終了いたします。

13番、伊藤マツ子委員への答弁を保留しておりましたので、菅原総務課長より答弁願います。

菅原総務課長。

総務課長(菅原 聡君) 先ほどのご質問の中で、昭和47年9月30日付財務局長通知、債務負担行為の運用についての内容についてご質問がございました。その通知の中で、ご質問にかかわる部分は恐らく2項目目だというふうにして思いますが、債務負担行為にかかわる通知でございます。物件の購入または建設工事にかかわるものについては、債務負担の原因となる事実が数年度にわたって継続する場合に設定することがその本来の趣旨であります。ということで、この事実がないにもかかわらず債務負担行為の年次を設定することについて、これは適正ではありませんというような通知でございます。例を申し上げます、例えば2カ年でやる事業、建設工事がある場合に、それを5カ年の債務負担行為を設定をすると、しかも工事が終わっているにもかかわらず、その5カ年分に建設費の支払いを分けて支払いをするなどという例が想定をされるわけですが、こういうやり方は不適切でありますと、こういうことを戒めている通知でございます。今般補正予算に上げておりますのは、建設の事実が2カ年でありますし、債務負担行為も2カ年という設定でございますので、先ほどのご質問にありました内容については適正な債務負担行為の設定であるというふうにして認識をしておりますので、お答えを申し上げます。

委員長(土門勝子君) 直ちに質疑をいたします。

10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 9ページの児童福祉費で、負担金補助交付金で子育て世帯についての臨時特例給付金ということで350万円くらいあるのですけれども、この内容について伺いたいと思います。

委員長(土門勝子君) 本間健康福祉課長。

健康福祉課長(本間康弘君) お答えいたします。

負担金補助及び交付金、子育て世代臨時特例給付金の350万円の補正でございます。これにつきましては、新年度予算、当初の予算のときに1,300人ほどの人数で予算計上させていただきましたが、そのほかに本町に住みます公務員の方が扶養する児童の分を町のこの特例給付金事業の中として支給しなければならないということがありましたので、その方々の分を一応350人分を見込んで、1人1万円です、350万円の補正をさせていただいたところでございます。

委員長(土門勝子君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 公務員の方々の分ということだったのですけれども、これ当初予算でまとめて、まとめることができなかつたといいますが、そういう事情はどういうものだったのでしょうか。

委員長(土門勝子君) 本間健康福祉課長。

健康福祉課長(本間康弘君) 当初のこの支給の対策の部分につきましては、当初からこの項目は想定されておりましたけれども、当初本町においてこの部分、ある程度の人数そのものが現在把握できなかつたということございまして、今般税が確定した段階での部分で補正をさせていただいたということでございます。なお、この確定の部分につきましては、ほかにも臨時福祉給付金の部分も同じでございます。

委員長(土門勝子君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 1人1万円ずつ350人分だということのようでございます。

その下に扶助費ということで町内温泉入浴券交付事業費26万4,000円というのがあるのですけれども、

これについての説明をお願いします。

委員長（土門勝子君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答え申し上げます。

合併60周年の記念事業の一つとしまして、未就学児のいる世帯への入浴券の配布ということで当初予算をお願いしていたところでございます。しかしながら、当初予算の査定の段階では、いわゆる想定しているあぼんの入浴料金が350円だったことがありまして、10枚つづりをやるとして350円の計算で予算を計上させていただきました。ところが、消費税8%になったことによりまして入浴料金400円ということになりましたので、改めて4,000円の計算で、想定は480世帯でございますけれども、4,000円の計算でさせていただきます。その差額の26万4,000円の補正ということでお願いしてございます。

委員長（土門勝子君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 未就学児のいる家庭ということのようですけれども、あぼん入浴券10枚ずつだということのようですけれども、この10枚というふうに決めた経緯というのはどのようなものなのか伺いたいと思います。

委員長（土門勝子君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 1世帯で何回使うかというふうなことまでは把握こちらでは予定していません。ただ通常あぼんなんかの利用券あるいは定期券なんかの回数券といいますと大体10枚分プラス1枚分というようなことがあるようでございましたので、それに倣ったような形で、一区切りという形で10枚つづりというふうなことで予定したものでございます。

委員長（土門勝子君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 10枚が一束だというふうなことでもってそうしたというようなことのようにございます。

もう一つだけ伺いたいのですけれども、企画のほうなのですけれども、8ページです。鳥海ジオパークの推進協議会準備委員会負担金20万円というのがあるのですけれども、ジオパークについては3番委員のほうも大分一生懸命やっているようですけれども、これについて説明をお願いします。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

今年度より3市1町、にかほ市、由利本荘市、そして遊佐町、酒田市、3市1町で共同で日本ジオパーク認定へ向けて活動を開始するという申し合わせをしたところであり、昨年度中。その協議に基づいて1団体20万円ずつ掛ける4団体負担をしまして80万円、予算で今年度準備委員会、または実行委員会という言い方もしてきたのですが、ここでは準備委員会という形で表現させていただきますが、この委員会を立ち上げて今年度の取り組みの事業費に充てようということでございます。

以上です。

委員長（土門勝子君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 我々も去年の12月隠岐地方方面に行きましてジオパーク実際やられている町なども研修もしてきたのですけれども、遊佐町の場合「ふらっと」が東北で一番ある意味でいい成績をおさめたというふうなこともあるわけですし、またここに来てジオパークについて立ち上げていこうという取

り組みも出てきているわけです。できるだけ早い時点でジオパークの認定を得るような形に持っていか
らよいのではないかなと思うのですけれども、今準備委員会を立ち上げただけのようだけれども、これ
からの取り組みの仕方についてどういう手順でもってジオパークの認定に達しようとしているのか、その
辺について伺いたいと思いますけれども。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） これからの取り組みのスケジュールについて申し上げます。

今年度準備委員会の設立をもって町民の皆様に対する周知なりをしていく、それから写真展の開催、シ
ンポジウムも含めてということになります。そういった一連の取り組みをもって市民といいますか、町
民の意識醸成を図っていこうというものでございます。来年度に入りまして協議会の設立ということにな
りますが、できれば少しスピーディーな取り組みをもって今年度中協議会の立ち上げに持っていかればと
いう想定を持っております。その上でということになります。目標年次は28年度、今のところの予定と
しましては28年の2月に認定申請を行って、そして28年度に入りましてプレゼンを行い、年度の中間地点、
9月ごろに認定を受けたいという目標で進める予定でおります。

以上です。

委員長（土門勝子君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 3市1町で20万円ずつ負担して80万円だと。これ事務局になるところはど
こなのでしょう。それぞれ平等に何か事務を扱うというふうなことも困難なのかなとも思いますし。そ
こをまず伺いたいと思います。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） まだこれから準備委員会を組織化するという、これからのことございまし
て、その事務局もどこで担うかということはまだ決定しておりません。ただ、順当にいけばという話に
なりますが、我々の思いとしましてはこのジオパークの発案をされたにかほ市長さん、その地元で事務局
を担っていただくのが至当かなというふうには考えておまして、これからの協議いかんということにな
ります。

以上です。

委員長（土門勝子君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 28年の9月か10月ごろにまず認定を入れればよいというふうな段取りのよう
でございすけれども、できるだけ急いで、ジオパーク認定というのも一つの私大きな宣伝にもなると思
うので、そういうものはできるだけ早く進めていただければよいのではないかと思いますので、できる限
り早目に認定をやられるような形で進めていただきたいと思いますものだと思いますので、まずよろしくその辺の段
取りをお願いいたします。

私の質問はこれで終わります。

委員長（土門勝子君） これで10番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたします。

2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） 10ページ、農林水産業費の農業振興費について伺います。

この中に、19節負担金補助及び交付金ということで、当初予算なかった項目、経営体育成支援事業補助

金という460万円、それと水田農業活性化生産体制整備事業補助金360万円ほどのっております。初めに、この経営体育成支援事業補助金でありますけれども、当初予算になかった予算が今定例会に、6月定例会に上程されたということだと思っておりますけれども、この内容について伺いたします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

経営体育成支援事業費補助金460万円でございますけれども、この事業につきましては適切な人・農地プラン策定した地域の中心経営体等に対して農業用機械等の導入を支援する事業でございます。今回コンバインを1台導入するということございまして、当初予算の査定段階では要望がなかったのでございますけれども、ことしの3月に1つの農業法人のほうから要望がありまして、申請したところ採択されたということで今回6月の補正に上げさせていただいたという状況でございます。

委員長（土門勝子君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） この支援事業でありますけれども、融資主体補助型経営体育成支援事業の該当ということのようです。上限300万円。今まで農業振興係のほうにこういう要望はたくさんあったと思われまます。この申請自体がなかなか当町では該当にならなかったというような事例があったと思われまますけれども、今回これが該当、採択になったというような今までと違ったような申請方法とか、事業そのものが変わったとか、どういうことでこれが採択になったのか、わかる範囲でお願いしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

この申請につきましては、ポイント制で採択がなるということで、今指摘にあったとおり毎年申請する方はいたのでございますけれども、なかなか採択にならないということのようございまして。ポイント制ですので、幾つかポイントはあるのでございましょうけれども、経営規模だとか将来計画、そういった点、もろもろの条件を今回はこの農業法人が認められたということだと思っております。

委員長（土門勝子君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） 配分基準表というこのポイントであります。やはりこのポイントの数値と申請者の数で採択が決まるというふうになっているようでありますけれども、やはりこれとてもいい支援事業ではありますので、ぜひ常に採択できるような方向性で、職員の方々もどのような条件がそろえば採択になるのかというような、もっと詳しく研究なさっていただきたい。これが担い手の育成とか新規就農者のための資金になるような方向性で、これから農地の集積等も始まってきますので、ぜひこのポイント制のつくり方というのですか、申請のやり方、これを農業経営者の方と常に密にしながら、申請時においてはいろいろアドバイス等を行って採択できるような方向を導いていただきたいと思います。いかがですか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

ご指摘のとおりであります。このポイント制で9項目ですか、あるようございましてけれども、その辺の詳細、中身も全て、国の補助事業ではありますけれども、職員勉強させてもらって、なるべく採択されるような方向で指導していきたいというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 2番、高橋久一委員。

2 番(高橋久一君) どうかよろしく指導のほうをお願いいたしまして、次に水田農業活性化生産体制整備事業補助金360万円についてご説明願います。

委員長(土門勝子君) 堀産業課長。

産業課長(堀 修君) お答えします。

この水田農業活性化生産体制整備事業費補助金でございますけれども、これは国の米政策の見直しを踏まえて水稻を中心とした、これも規模拡大に意欲的な農業者に対してその生産基盤となる機械整備を町とともに支援し、各地域の担い手による農地保全を推進するというところで、ある意味条件不利地域の機械助成という県単の事業でございます。今回当初予算に間に合わなかった理由といたしましては、県の単独事業でございますので、当初予算の段階で県の要綱がまだ定まっていなかったということが1つに挙げられます。それに伴いまして、募集が本町でもおくれたということで、今回6月の補正に上げさせていただきました。今回この360万1,000円の中身につきましては、あと田植機を買いたい人が1人とコンバインを買いきたいという人が1人ということでございます。

委員長(土門勝子君) 2番、高橋久一委員。

2 番(高橋久一君) この事業も条件つきということで、中山間地が中心になった資金のようでありませぬけれども、やはり減反の廃止を予定、予定といえはおかしいけれども、伴う米価の下落等、また直接支払交付金の減額等を考えてやっているようでありませぬけれども、この中山間地という場所の設定でありませぬけれども、中山間というのは私から見れば平野の周辺から山にかけての中間地点というような考え方をしておりますけれども、当初予算には中山間地直接支払交付金というような項目もありまして、その中山間地というのは耕作地の高低差が1メートル以上とかという条件があったはずです。その条件の緩和等はないのかどうなのか。中山間地のこの位置づけというのはどのようになっておるのですか。

委員長(土門勝子君) 堀産業課長。

産業課長(堀 修君) お答えします。

中山間地の定義につきましては、今資料、そのパーセントについてはちょっと持っていないのでございますけれども、中山間直接支払事業について今制度を改正するというような話は聞いてございません。今回の水田農業活性化の県の事業につきましては、今中間管理機構等で農地を集積するという事業が始まっておりますけれども、なかなか中山間地には集積が難しい状況があるという点を踏まえて、県でもなるべく中山間地を後押ししたいということで、中山間の直接支払の交付金とは別にこの制度を、事業を立ち上げたというふうにお聞きしてございます。

委員長(土門勝子君) 2番、高橋久一委員。

2 番(高橋久一君) 農地の集積でありますけれども、中山間地の場合は20町歩、平野部の場合は30町歩というような目標値があるわけです。しかしながら、現在規模拡大なさっている方の中には平野部、中山間地だけというような区切れなく、平野部から山間地までいろいろな耕地を取得されている方々もいらっしゃいます。そういう方々の対応をするためにも、中山間地を限定するようなこの制度資金、制度資金というのですか、支援体制というのですか、その辺の線引きどのようになっているのでしょうか。

委員長(土門勝子君) 堀産業課長。

産業課長(堀 修君) 今回のこの水田農業活性化の事業につきましては、中山間であるという条件だ

けでの支給ではございませんで、1つはその地域ポイントとして中山間等の要するに条件が不利な地域であること、それがまず1つ。あとそれから、2つ目はやっぱり担い手でありますので、規模拡大をやっていただくということが2つ目のポイントであります。あと3つ目のポイントとしては、3年後を目標として生産コストを20%削減させるということ。この3つの条件をもってこの事業が採択されるということでございますので、不利的条件の地域という一定の枠はありますけれども、中山間だから該当になるというわけではない事業のようでございます。

委員長（土門勝子君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） それでは、私の勘違いで、中山間地でないと該当にならないのか、採択にならないのかというふうに勘違いしておりました。

そうしますと、今回の田植機とコンバイン、これにおいては個人情報を除いてどのような経営体の方が支援されたのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

今回田植機を申し込まれた方は高瀬地区の方でございます。事業費が311万4,000円の機械ということで、県補助が4分の1、町補助が12分の1で、103万8,000円ほどの補助金になってございます。あともう一つ、コンバインのほうは、これは遊佐地区の方でございます。事業費が768万8,500円のうち県補助が4分の1、町補助が12分の1ということで256万3,000円。合わせて360万1,000円を補正させてもらったという状況でございます。

委員長（土門勝子君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） 今お聞きしますと、先ほどの補助金、支援事業もありましたけれども、こちらのほうが補助率も少しいいようでありまして、こういう該当の仕方もあると。そのほかに、前からのつております農林水産業創意工夫プロジェクト支援とか、園芸産地拡大支援事業補助金とか、いろいろ似たような補助事業ございますので、この辺担い手の皆さん、または新規就農者の皆さんがもっと使い勝手のいいような、わかりやすいような、余り制度があり過ぎてどれを使ったらいいかわからないというような項目ではなくて、もっとわかりやすくはつきり補助金額が出るような方法で周知していただければありがたいと思います。この項目はこれで終わらせていただきます。

次に、5目の農地費、そこに19節であります。負担金補助金及び交付金でありますけれども、農地・水保全管理支払から多面的機能支払というような名称の変った予算のつけかえが行われております。この予算のつけかえが行われたことによって事業内容、変わった面とかございましたら説明願います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

今回法律の改正によりまして、今までは農地・水保全管理支払交付金事業ということでございましたけれども、これが多面的機能支払交付金事業に変わったと。名称を変えて予算をつけかえさせてもらったということでございます。事業内容につきましては、今まで農地・水では2つの段階に分かれて事業を展開してございましたけれども、それが3段階に分かれて事業を行うという予定にしておりますけれども、内容につきましてはほぼ農地・水と変わらない内容になってございます。

以上です。

委員長（土門勝子君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） それでは、国の交付金50%、県が25%、町が25%ということで、負担金については今までどおりということによろしいのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

町の負担については、農地・水と全く同じでございます。4分の1ということでございます。ただ、変更点が1つだけありまして、今まで農地・水の単価ですと、田んぼを例に言いますと10アール当たり3,300円という単価でございますけれども、それが3,000円、田んぼが3,000円の部分と1,500円の部分、それからもう一つは4,400円が4,400円でそのままということで、基本的には1,500円ほど前の農地・水よりも単価的には高くなるというような状況でございます。

委員長（土門勝子君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） これも各集落浸透して毎年計画立ててやっておりますけれども、1つだけイワダレソウですが、各生産組合また集落においてイワダレソウ随分植えました。管理もしました。なかなかところによっては難しい場所もあるようであります。その点やはり植物でありますので、好適地、不適地あるみたいであります。集落によっては撤退したいと、撤去したいというようなところも出てきているようです。やはり全てのものが全ての場所に生えるかと、それはちょっと難しいところもありますので、適所適任というのがあると思うのです。

そこでお伺いしたいのですけれども、このイワダレソウ以外に町道ののり面だとか、そういう管理地に植栽できるような植物というのはございませんでしょうか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

ちょっと今のところ把握してございませんので、そこは検討させていただきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） このイワダレソウ、大変管理も難しく、雑草も生えて管理の難しいところが出てきております。ぜひ違う植物で代用できるのであればまた違う直物を考えていただいて、このイワダレソウについては全ての集落にこれを1つの作物を植えさせるというのですが、全てをこれに統一するというのはやめて、考え直したほうがいいのではないかと考えておりますので、ぜひ今課長がおっしゃるとおり違う作物があれば景観で花咲く、きれいなような、日陰でも育つような植物あればまたそのほうに転換していただきたいと思います。

私はこれで終わります。

委員長（土門勝子君） これで2番、高橋久一委員の質疑は終了いたします。

9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 11ページの観光費で伺います。

ここに19の負担金補助及び交付金に45万円の鳥海山登山ガイド養成補助金が計上されておりますけれども、現在のところこのガイドというのは、名簿もこれまでのガイドの会員の方もおりますけれど

も、また新規にこれに参加するような方も要請していくというようなことだと思いますが、この内容についてご説明いただきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

45万円、鳥海山登山ガイド養成補助金の内容になります。いろいろな言われ方しておりますが、公認ガイドあるいはプロガイドとも言われているようでもあります。日本山岳ガイド協会が主催をする、全国規模という形になりますが、この地で開催をしていただく形で公認ガイド養成の資格取得の講習に係る経費あるいは認定費用に係る経費の一部を町で定めます鳥海山ガイド養成補助金交付要綱に基づいて助成をするものでございます。15万円を上限額に設定しております。その講習が3泊4日、それを3クール繰り返すといった内容のもので、全日程をこなすと二十数万円から30万円くらいの経費がかかるということで、その4分の3以内または上限額15万円、いずれかのもので補助をします。ですから、実質的に15万円掛ける3人を今年度の資格養成をしていきたいという考えに基づいて45万円を助成をするという意味合いでの金額を上程をさせていただきました。

以上です。

委員長（土門勝子君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 約3名分の予算だということでした。

それで、現在このプロガイドの方は町内在住の方、また町外の方もおられると思うのですが、それぞれ人数はどのくらい現在はおられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） ガイドの現在人数につきましては、まず公認ガイドの資格を持っている方はおらないかと思えます。一般に鳥海登山のガイドを担っていただいている方、有償ボランティアでということになりますが、主にといいですか、その主体は遊佐町鳥海山ガイド協会の皆さんからお願いをしておりますわけでありまして、大体会員が30名くらい。今回は、この協会あるいは山岳会の会のほうに声かけをさせていただいて、その中から3名ほど講習参加をしていただけるという状況にあります。

以上です。

委員長（土門勝子君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 大筋大体わかりました。

それで、このガイドの養成もいろいろこのように着々と山岳会を中心にやっておられるわけなのですが、鳥海山については山小屋がありますよね。鳥海山の山小屋。その管理人の体制についてはどのような対応をとっておられるのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

町で設置、管理をする山小屋は滝の小屋になりますが、その管理につきましては今現在は個人の方、余目の方に委託をしております。

委員長（土門勝子君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） その管理人については町外の方をお願いをしているというようなことですが、こ

れ去年もそうですよね。去年からですね、その方をお願いしているのは。その以前は、たしかシルバー人材のほうをお願いをして、そしてシルバー人材に委託をして管理人を探してもらってやっていたはずなのですが、どういう経緯でその町外の方をお願いをするようになったのか、そしてまたそのシルバー人材は何で外れて、今度は役場直接その個人との契約を委託をしているということだと思のですが、どういう経緯でそういうふうに変更をされたのか、その辺についてはどうでしょうか。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） ただいまお話しいただいたとおり、昨年度から個人委託に切りかわっております。24年度まではシルバー人材センターを通してという委託方法でございました。ですが、実は山小屋の管理人自体は同じ方なのです。シルバーの雇用といいますか、派遣のシステムがその24年度までのスタイルだとうまくないと。つまり町外の方を雇用しているような形になっていることがうまくないと、制度上。というようなことがあって、では別の方を、町内の適格者をというようなことの相談をさせていただいた結果、なかなかその適任者を探すことができず、ある意味やむなくというところが一面ありまして、ただその今現在の方が非常に山にお詳しい方で、その方がやはり適任であろうということもあって個人委託に切りかえていったということでございます。

委員長（土門勝子君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） ちょっと微妙な。遊佐町のシルバーで町外の方を雇うのがまずいという、制度上そういう制度の決まりがあるということひっかかったから、役場で直接頼んだという説明でしたよね。私もやっぱり遊佐町の山小屋の管理人が庄内町の方であるというのはなかなか、やっぱり遊佐町の方が管理人であってほしかったなと思っておりますが、残念ながらいなかったということのようです。私はやっぱり、その方もいつまで続くかわからないという話は聞いておりますけれども、できればこのように養成、ガイド養成もうことしは3名分やっているようですので、管理人についてもこのように今度養成するような制度というのは少し検討して、それで町内の方からできるだけ探して行ってほしいものだなと思っております。これも一つの雇用になると思うので、できればまた町内の方であればシルバーでまたできるのではないのかなと思いますので、できれば町内の方を探して養成していただきたいなと、こういう私の意見でございます。もし反論でもあれば。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） 反論は全くございません。ただ、現実的な問題もございますので、管理養成講座、プロガイド養成講座ではないのですが、管理人の養成というようなこともやはりこれからは、遠い将来のことも考えればそのことも課題の一つに上げておく必要もあろうかなと思います。ただ、今の方は非常によく頑張ってくれていますので、町内雇用という意味合いも十分理解できますが、余り排除の論理もとりにたくないなと。また、この公認ガイド養成事業をことしから取り組むわけでありまして、これまでもお花畑保護条例の中でお花畑保護インストラクターの養成等も行ってきました。先ほど名前を挙げさせていただきましたガイド協会あるいは山岳会、それは関係者の皆さんと全てどこかでつながっておりますので、その辺はみんなで一緒になって考えていければなと思いますので、また何かとご意見、ご指導賜ればありがたいと思います。

以上です。

委員長（土門勝子君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） よろしく願ひして、この件は終わります。

その下に、また貸付金として航空券の発券機の賃借料が350万円ほど貸付金として計上されておりますけれども、これについても観光誘致のためだということらしいのですが、この発券機の導入の経緯についてはご説明していただきたいと思ひます。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） 貸付金350万円、航空券発券機賃借料という説明で上げさせていただいております。観光協会を通じてこれまでは酒田市の民間の会社から入手していただくシステムといひますが、体制でありました航空チケットの発券業務につきまして、その民間の会社が酒田市から撤退すると、今月中に。なりまして、NPOが、このままですと観光協会がその発券業務を担えなくなるという状況が生まれます。今この時代インターネットによる入手というのが一般的ではあるのですが、データでは個人の場合であれば8割程度インターネットでのチケット入手という形になっております。ですが、少なからず、その残りの2割ということになりましようか、NPOを通じて入手している状況がございます。役場の出張の際にも重宝させていただいておりますが、役場はともかくといたしまして、町民の皆さんの利便が、利便性の維持と、サービス維持という観点から、これからも協会から発券業務を担っていただくべきかと考えまして、実はこれ町が主体となって発券機を賃借したいということをお先に航空会社のほうに申し出たのですが、自治体には貸せない。民間であればということでありまして、これまでの経緯も踏まえながらゆざっとプラザに設置をし、そしてNPOから賃借していただいてゆざっとプラザに設置をするという形が一番サービス向上、利便につながるであろうというようなことで、それに係る条件、設置の条件とするのが350万円の保証金が必要だということでしたので、NPOの資金繰りが困難だということもあつて、1年の据え置き、5年間の元金均等の返済70万円を来年度から返済をしていただくという契約をしてこういうチケット発券の体制をとっていきたいということでございます。

以上です。

委員長（土門勝子君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 経緯につきましてはわかりました。

その券売機ですが、個人の方がそのゆざっとプラザに行ってその券売機に札を入れてどこどこと、電車であればそういうふうに、都内であればそういうふうに券を発行して乗るわけなのですが、そういう方式なのでしょうか。一々観光協会のほうに願ひをしてそちのほうからもらうという格好になるのか、個人が勝手に行って自由に買えると、そういう類いのものなのか、その辺はどうなのでしょう。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） 現段階の協議の中では、JRスタイル、事務室の中に発券機を置いて、そして事務職員に申し出をいただいて発券の手続をとっていただくというスタイルを考えておりました。もちろん予約で、事前の申し込みをもって発券をするという形もとっていくわけでございます。

以上です。

委員長（土門勝子君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 券売機に関してはよくわかりましたので、この件は終わります。

それで、12ページに今度防犯費としてLEDの補正が計上されております。LEDにつきましては当初予算も結構上げておりましたけれども、このようにこれによりますと180万円になっておりますが、かなりの申し込み申請があったものだと思っておりますが、最初の予算と、それからオーバーした分の電灯の台数はどのようになっていますか。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） お答えをいたします。

防犯灯の設置にかかわる補助とありますが、それについては防犯協会を通しての補助と、助成ということになりますので、この負担については防犯協会のほうに行くわけでありまして、当初予算450万円見てございました。それで、申し込みを受けたところでありますが、各集落で防犯等の整備を村の集まりの中で協議をしていただいて、では来年度、昨年度の段階、総会の中身になるでしょうか、来年度は整備しようというような形で各集落で計画をいただいたわけでありまして、新年度明けて申し込みをいただいた中では、新規の整備につきましては7集落13灯。LEDについては13灯のお申し込みをいただいております。それから、更新については30集落。LEDのみでございます、全て。更新につきましては、LEDのみで251灯のお申し込みでございます。あとこちらのほうの所管になりますが、通学路の修繕ということで2カ所ございまして、これを含めて申し込みをいただいた分も含めてトータルでいきますと604万5,000円ほどの経費を必要とするという状況でございました。そうしますと、150万円ほどの不足が生じるということでありましたけれども、まだ年始まって間もない状況でありますので、今後修繕等必要になる場合の予算も確保しておかなければならないということで、150万円プラス30万円の180万円という形で今回補正をお願いをして、計画をして要望をいただいたところにはお応えをするような形で補正をさせていただきたいということでございます。

委員長（土門勝子君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 説明を聞きますと、申請あったところは全て予算を回したという寛容な気持ちで、集落を喜ばせているというような感じがいたしました。

それで、この制度も二、三年になると思う、3年ですか、3年になると思うのですが、このLEDへの更新率というか、そういうものはデータとおられたら何%ぐらいまで来たのかなということを教えていただきたいなと思います。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） お答えをいたします。

集落管理の部分が現在1,740灯、それから通学路関係の防犯灯を含めて322灯、トータルで2,062灯が平成25年度末の数字でございます。そして、LED化が昨年度末で済んでおるのが480灯ということでありまして、そして、今回更新の申請をいただいたものを計算をいたしますと、恐らく730灯程度がLED化になるのではないかとこの予定で見えております。そうしますと、町全体の防犯灯にかかわるLED化の率からいきますと、35%程度がLED化になるという予定でございます。

委員長（土門勝子君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 35%だと。ということは、65%まだ残っているのだということでしたよね。これ総じて新規と合わせると37集落のことしは申請あったわけなのですが、これも108つ部落ありますので、

35%に限りなく近いというような感じもいたします。その残りの65%のほうは申請する様子というのはないのかなと、もしくは集落負担の2割が捻出できなくて申請しないのか、その辺はやっぱりどういう理由なのかということを少し検討して、それでできるだけ早く、そこの集落の自由なのですけれども、LEDのせつかくの制度あるのですから、してもらいたいなと思います。そうすれば電気料、話に聞くと1つの集落で半分LEDしたという場合と全然していないという場合と、電気料というのは全部LEDしないと電気料金は変わらないのだというような話も聞いたのですが、私もこれはちょっと疑問な、ちょっと半分はやっぱりLEDだから、半分は安くなるのかなと思っていたのですが、いやいや、ならないのだと、ではLEDにした効果がない、100%にしないとないのだしということなのですよ。ですから、総務課長、私の言いたいことは、できるだけ早くこの35%をアップするような集落への周知、そして進め方というのがやっぱりしてほしいなと思っておりますけれども、この件については何かありましたら。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） お答えをいたします。

LED化に伴いまして、各集落ではやはり負担も当然出てくるということの中で、それを部落費の中に反映させざるを得ないという負担が出てくるわけですので、そこのご議論をいただきながら申請をいただくと、こういう形になろうかと思っておりますので、そこを計画があるかどうかについては、まだLED化されていない部分についてはそこのお話をまずしていただくようなことになろうかと思っております。申請いただいたものについては、そういういろんな手続あるいはお金の負担を理解をいただきながら申請をいただいているということでありまして、できるだけそれにお応えをするといった立場で、姿勢で予算を補正をさせていただいたというところでありまして。そんなにそういうふう負担が一方で必要になるということの中では、急激に、では来年度は残り全てというふうにしてはならないと思っております。それぞれの計画の中で取り組んでいただき、さらにLED化に進めていただければというふうにして思うわけですが、電気代、電灯料につきましては、やはりLED化にすればそれは軽減になるということで、防犯灯の管理につきましては1灯当たり1,000円ということで町のほうからの助成もしているという状況でありまして、LED化にした年間の電気代金がどれほどになりますか、こちらのほうでは10ワット当たり126円ぐらいが月かかるのではないかと数字も押さえておりますけれども、このとおりいくかどうか各集落の実情をちょっとまだ押さえておりませんが、うちのほうの状況、通学路の関係からいけばこういう費用負担になっているということで見えておりますけれども、そうしますとその分1年で千数百円という年間の1灯当たりの電気料になろうかと思っておりますけれども、それに対しての1,000円の補助は町のほうからさせていただいているという状況でございます。

委員長（土門勝子君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 総務課長の説明わかりました。

それで、今通学路の照明等の話も出ました。通学路を見てみますと、暗くなると自動的に点灯するというふうになっておりますけれども、夏場通学する生徒がいるときはいいのですが、冬場なのですよ、冬場。雪降って、通学路なのだけれども、除雪の不可能な通学路があるわけなのです。ということは、当然通らないと。それで、その家族が送るというような通学路が時々ありますよね。しかし、通らないのだけれども、夕方になると電灯がついています、通学路の電灯が。その電灯はなぜ、冬通らないのだけれど

も、つけるのかなど。冬の期間ですから、かなり長い期間なのですよね。その通路はどの辺が大体わかると思うのですが、その辺についてはなぜそういうのを冬場とめ……

(何事が声あり)

9 番 (土門治明君) はい。それは今の、今回の補正になるので、まだ監査しておりませんので、こういう質問しておりますので。その辺の理由があると思うのです。通らない通学路にどうしてつけるのかというその理由について伺いまして終わります。

委員長 (土門勝子君) 時田町長。

町 長 (時田博機君) 監査委員より毎月しっかりと監査をいただいています、適正であるという例月はこれまでいただいてまいりましたけれども、不祥な点がありましたら冬期間はとめるようなご指導、また箇所的に賜ればありがたいと思っていますので、よろしくお願いします。

委員長 (土門勝子君) これで9番、土門治明委員の質疑は終了します。

6番、阿部満吉委員。

6 番 (阿部満吉君) 監査委員の厳しい質問の後に大変難しい質問となるかと思えますけれども、時間も限られておりまして、あとまだ4人もございますので、手短かにいきたいと思えます。

教育課、非常に暇そうにしておりましたので。ツーデーマーチの大会負担金60万円ほどの減額となっております。去年雨の中歩いて実はウォーキングを俺1足だめにしまして、ことし買わなければいけないのですけれども、60万円も減額されると出場意欲というものが失われるのですけれども、60周年記念に当たってどういう点で減額となったのか、お願いいたします。

委員長 (土門勝子君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長 (高橋 務君) お答えをいたします。

保健体育費、ツーデーマーチの負担金60万円の減額でありますけれども、その上、4、社会教育費の賃金のところ60万円の増、こことこれ一体でありますので、2つあわせてご説明をしたいというふうに思えます。ツーデーマーチの受け付け業務につきまして昨年まで委託をしておりましたけれども、昨年の段階で来年度はもう受けられないというふうに通告を受けておりました。その背景というのは、特に宿泊についてビジネスホテルのシングル志向の関係から、そういった宿泊について直接インターネット等でとる人がふえていて、旅行会社を経由していただける方が少なくなっているというふうなこと、それから受け付けのいわゆる業務量に対してやはり委託料が少額であるというふうなことで、そういったことでもう来年からは受けられないというふうなことでありました。その後、そういったお話がありましたので、町内の事業者含めて受けていただけないかいろいろ打診等もしながら検討してきたわけですが、最終的には委託料自体が従来の委託料の3倍程度いただかないと無理だというふうなお話がされたところです。具体的に言いますと、去年までは45万円の委託料でありました。150万円くらいいただかないとできないというふうなお話をされたところでもあります。限られたツーデーマーチの負担金の中で大会運営をするというふうなことで、いろいろ検討をした結果、大会事務局が直接受け付け業務をしましよと、そういった結論になったところでもあります。そうしたことから、今年度ツーデーマーチ負担金の中で確保して委託料の中からその受け付け業務を行うための臨時職員の業務、臨時職員の賃金分4カ月程度を賃金のほうに組み替えをさせていただきたいと、そういった趣旨でのお願いであります。

以上です。

委員長（土門勝子君） 6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） 今までの委託先というのは、いわゆる電車を走らせている会社ですよね。わかりました。そういうことで、新たに事務局として事業を、雇うので、大会そのものは大々的にやるというようなことですね。わかりました。それでは、私もちゃんとウォーキングシューズを買って参加したいと思います。雨で壊れないやつを探したいと思います。この項終わります。

前のページというか、農業関係のほうで10ページです。これも新規になるかと思えます。3目振興費の中の19節、農地中間管理機構運営負担金80万円です。この内容についてということと、この管理機構の性格についてご説明願います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

ご存じのとおり、県の農地中間管理機構については4月1日よりスタートしてございます。今月の末に県の中央管理機構と、町のほうの受け皿としましては先ほど先月6月の10日に開催した遊佐町農業振興協議会臨時議会でおきまして、この協議会で農地中間管理機構の委託を受けるということで決定してございます。県の農地中間管理機構の事業の一部、8つほどあるのをございますけれども、その事業を農振協会で受けて事業を始めるということに対して事務費が必要になってきますので、今回補正をさせていただいたということをございます。

委員長（土門勝子君） 6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） この件に関しましては、農業団体としてもかかわっていかなければならないよということです。かわり合いになるに際しまして、遊佐町にとってこの中間管理機構制度というものはどういうふうに捉えているのか、はたまたいろいろ国のほうでは農協不要論であるとか、中央会不要論であるとか、果ては農業委員会不要論まで出ております。農業委員会、せっかく婚活のために議会から2人も送り出したのに不要論まで出されてしまつては私たちも面目が立たないわけありますので、中間管理機構がその地方によって恐らく合うところと合わないところがあるのだらうと思えます。町の考え方としてこの中間管理機構をどううまく使っていくのかということも議論されたと思えますので、そのこともあわせて聞きながら私たち農業者としてもいろいろ考えていきたいなというふうに思えますので、よろしくご意見のほどお願いします。

委員長（土門勝子君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私から答弁させていただきたいと思えます。

今年度からスタートという形で、先日遊佐町の農業振興協議会を開催しました。阿部委員もたしか出席の予定でしたけれども、おいでいただけませんでしたけれども、いや、なかなか振興協議会への委託に関してほとんど満場一致の拍手がもらえませんでした。どうなるのだらうという先が見えない、そしてどのような形になるかとりあえずまずスタートさせてほしいという形での会議でありました。今JA庄内みどり管内で遊佐町と酒田市がある段階で、酒田市さんも農業再生協議会への委託という形をとっていますし、我が町でも農業振興協議会への委託業務という形をさせていただいておりますけれども、農業委員会とこれまで以上に一体的にやらないと難しいのかなと思っているのが現状でございます。そして、農地が農地

として活用するためには、これまでもやっぱり農地法とかいろんな縛りがあったわけですけども、それらを農家の利益を代表する機関として農業委員会これまで活動してきたわけですけども、それらをやっぱりしっかりと町とタイアップをしないとなかなか、受け手行政だけで全部探さないよと、それから出し手掘り起こさないよといったら、それはほとんど難しいと思っています。実は仙台から東北農政局の局長さんが最初の間管理機構等の農業改革の説明来たときも、私も申し上げました。予算果たしてどのぐらいつけてもらえるのですかと。県からは、遊佐町さん、各自治体でやりなさいよとは来るけれども、あれ二百三十……

(「270」の声あり)

町 長 (時田博機君) 我が町に270万円しかそれについて予算がもらえないのです。二百七十数万円。パートの人1人の賃金しか雇えない、もらえないで組織として対応することに無理ありますよという話を申し上げました。出してもらえんなら職員の充実も凶ってやりましょうよという話は申し上げました。そしたら、皆さんがやっぱり、いや、臨時の分、そして休むとその分は出さないというのです。年給とった部分については出さないという。支給しないと。だから、実際に働いたしか出さない中で、二百七十数万円の補助金で農地中間管理機構を維持しろということ自体が大体あり得ない話なのですけれども、それを県は県で農政局から丸投げされて、県もあとは市町村に丸投げというのが現状であります。私は、その会議の中でやっぱりどうもこれ無理ある考え方ではないのということ、おかしいときはおかしいというように地方から声を上げないと大変なのではないかと。ただ最初に結論ありきで、あと従いなさいという形のやり方で果たして今後の農政、特に土地に関する課題がクリアしていけるのかということは非常に心配をしておりますので、まさに農業委員会と一体的に、当然農業委員会も農地の管理機構には入っているわけですから、一体的に進めていかなければならないと思っています。非常に印象的だったのは、どなたのどのその組織の代表も積極的に拍手して賛成する予算ではなかったということが今までの農業の会議の中で初めての経験です。だけれども、スタートせざるを得ないという現状をご理解いただきたいと思っています。

以上であります。

委員長 (土門勝子君) 6番、阿部満吉委員。

6番 (阿部満吉君) 10日の審議会につきましては、大変私の落ち度でした。大変申しわけなく思った次第でこのような質問をさせていただきました。やはり農家としても一番心配なのは、その改革、構造改革と言いながら何か一方的な決め方されるというのは一番心外なのでありまして、なるとすれば自然的にそのような改革が必要なのでありまして、その辺はその町で考えていくべきものであったりするわけで、私の認識によればそれこそ農家だけでなく、企業にまでいろんな農業の生産とかを任せるような感じの組織につくり上げるような感じをしておりましたので、いろんなぶつかり合いがあるのだらうと思います。今後ともやっぱり農業の、いわゆる町民の農業者のための機構であればいいのですけれども、一部の者だけが生き残るだけで、ほかは泣きを見るような、そんな組織であってはならないと思いますので、その辺は注意していきたいなというふうに思います。それだけでなく、これを基礎としてこの産業とも組み合わせた6次産業化というのをやっぱり町長もいろんな場で発言されておりますので、組み合わせる必要があると思います。時間も限られておりますので、私の質問は6次化産業までの大きな団体に育て上げるため

に提言をして終わります。

委員長（土門勝子君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今の農業改革の中で、中間管理機構というものを設立するというのは、それは農業委員会と一体的にはいいのかもしれませんが、逆にこれまでの出し手と受け手の関係と新たな出し手と受け手の関係がどっちかがよくなればどっちが悪くなるということが想定されるわけでありますので、今のところの現状でいくと何年か契約している今までのやり方のほうが町民にとってはデメリットは少ないというふうに確認をしているところであります。そんな一遍に制度を変えたからといってそこでいきなり出し手がふえるとか、受け手がふえるという現状ではないということでありますので、これはこれからが大変だなと。特に農業委員会、この間議会の始まる前に農業委員会会長から要請書をいただいたところでありますので、農業委員会の会長からそれらについて紹介していただく機会いただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（土門勝子君） 高橋農業委員会会長。

農業委員会会長（高橋正樹君） この議会が始まる前、17日の日に町長と議長に要請書を手渡しました。その内容といいますのは、農業委員の見直しということで選挙制度の廃止、それから定数削減とか、それから農地の移動を今までは農業委員を通して審査して結果を出してきたのですけれども、これからは届け出制でいいのではないかと、とにかく現場を無視したような話し合いがずっと進められてきましたので、このようなことになると本当に農家が戸惑ってしまう、我々もそうですけれども、本当に困ってしまうと思うので、このようなことにならないように各市町村長にもお願いしようということで、山形県一致の意見で17日の日に町長に、それから議長にも要請書を手渡した次第です。この中間管理機構というのもすごくあやふやで、とにかく条件のいい圃場でないと引き受けないですよと、引き受けてもつくり手、買い手を探して2年間たっても相手が見つからなかったら返しますよという、何かすごく矛盾している機構なのです。ですので、我々も当然町長と一緒に引受けたいほうがいいか、断ったほうがいいか、それから当然賃借料のお金の関係も出てきますし、農業委員会を通して契約した賃借料と中間管理機構を通して契約したその賃借料がまず差が出てくることも大いに考えられますという話でした。この間も勉強会でそういう質問をしたらそういう話でした。そうすると、またまた農家の人がすごく戸惑ってしまうと思うのです。農業委員会を通したほうが安かった、管理機構を通したら高かったとか、その逆になる場合もあるし、本当にこれからどうなるかまだはつきりした姿というか、形がわかってきませんので、これから一つ一つ勉強しながら頑張っていきたいと思います。皆様方の力もこれから拝借しなければならないと思いますので、そのときはよろしくお願いたします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） 先ほどの町長の答弁の中で、県の農地中間管理機構との委託契約費でございますけれども、私のアドバイスで「270万円」というふうにお答えしましたけれども、正確には「227万円」の誤りでしたので、訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

委員長（土門勝子君） これで6番、阿部満吉委員の質疑は終了します。

11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 10ページの農業振興費の19節の負担金補助及び交付金、先ほど2番委員さんが質

問した内容は大体わかりましたが、この経営体育成支援事業費の補助金で少しお聞きいたします。

農業法人より申請があったとのこと、これは個人経営体ではだめなのか、その辺はどうでしょうか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） この補助要綱の中に中心経営体等ということでございますので、必ずしも法人だけではないということでございます。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 法人ではなくても、個人経営体でもいいのだという答弁でしたが、これ機種はコンバインということでの説明でしたが、稲刈りコンバインなのか、大豆コンバインなのか、汎用コンバインなのか、その辺はどうでしょうか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） その中身は確認しておりませんので、後ほど説明させていただきます。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） これ上限が300万円ということでしたが、900万円の機械を買って10分の3ということは大体300万円。900万円以上、今コンバイン買っても一千五、六百万円、高いのだったら1,700万円ぐらいするわけです。これで300万円ぐらいの補助金。ないよりはそれはよろしいかもしれませんが、これはもう少し、今機械も大型機械になっていますので、その辺の要望をしてもらいたと思うのですが、どうでしょうか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） 今回のこの経営体育成支援事業につきましては国の補助事業ということでありますので、そういった意見もあるということで、意見を申し上げる機会がありましたら伝えてみたいと思います。

今回の300万円という内訳でございますけれども、コンバイン機械が1,620万円ほどかかっております。そのうち自己資金が427万円ほどということで、その自己資金に対して上限が300万円ということの内容でございますので、総体で300万円という内容ではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 県、国も予算があると思うのですが、これは年間何台ぐらい該当させることの計画なのかお伺ひいたします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） 国全体での枠という質問だと思いますが、ちょっとそこも後ほど答えさせていただきます。

それで、先ほどのコンバインの種類ということでございますけれども、稲刈り用ということでございます。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） こっちのほうの経営体育成支援事業のほうは大体わかりましたので、次水田農業活性化生産体制整備事業補助金のほうへ入りたいと思います。

先ほどの答弁では、規模拡大が条件なのだという一項目入っていましたが、どのぐらいの規模拡大をす

れば該当なるのかお聞きいたします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） 申しわけございません。そのパーセントまではちょっと把握してございませんので、それも調べさせていただきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） そうしますと、質問のほうも続かないわけなのです。3町歩だったら3町歩規模拡大すればということで答弁願えばこっちのほうで、では何年ぐらいで規模拡大すればいいのかということをお聞きしようかと思ったのですが、これ以上続けることはできないので、どうしたほうがいいのか。

（「暫時休憩だろう」「休憩だ」の声あり）

委員長（土門勝子君） では、暫時休憩いたします。

（午後2時31分）

休

憩

委員長（土門勝子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時38分）

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

先ほど質問されました地域ポイント、それから規模拡大ポイントの考え方でございますけれども、地域ポイント区分につきましては、平たん地域が5点、それから中山間地域が10点、山間地域が15点、あとそれから規模拡大割合につきましては、ポイントが100%から150%未満が5点、150%から200%未満が10点、200%以上が15点ということで、点数のポイント制になっているようでございます。申請された方の中からポイントの高い方を選んでいくというような内容になっているようでございます。

あと最後に申し上げました3年後を目標とした生産コスト20%削減計画、これについては必ず実施していただくというような内容になっているようでございます。

（「あとあれは。規模拡大」の声あり）

産業課長（堀 修君） 規模拡大につきましても、先ほど言いましたとおり、もともと自分が持っている土地の100%から150%未満の規模拡大を行う場合は点数が5点と、150から20の場合には10点というポイント制で、そのポイントの累積で採択になっていくという条件のようでございます。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） そうしますと、規模拡大については、2年前買ったとか、3年前に買ったとかということもあろうかと思えます。それはだめですよとか、これから規模拡大をするのでなければ該当しないのだということもあろうかと思えます。その辺はどうでしょうか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） 今後の3年間の計画ということでございますので、前の分はカウントにならないということだと思えます。

委員長（土門勝子君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） では、これから規模拡大をしていかなければこの事業には該当しないのだというふうなことの答弁でしたが、余りにもハードルが高いとやはり県の事業も物すごくハードルが高くて誰も該当するような人がいないのだというようなことも聞こえていますし、やはりそういうことはもっと緩和してくれというふうなことを課長からもお願いをしてもらい、私の質問を終了いたします。

委員長（土門勝子君） これで11番、堀満弥委員の質疑は終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（土門勝子君） なしの声であります。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（土門勝子君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された議第45号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（土門勝子君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後2時42分）

休

憩

委員長（土門勝子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時35分）

委員長（土門勝子君） 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

局長（佐藤源市君） 報告書案文を朗読。

委員長（土門勝子君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（土門勝子君） ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 3 時 3 7 分)

遊佐町議会委員会条例第 2 7 条の規定により、ここに署名し提出します。

平成 2 6 年 6 月 2 0 日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治 殿

補正予算審査特別委員会委員長 土 門 勝 子